

LIBRA

2014年 9 月号

〈特集〉

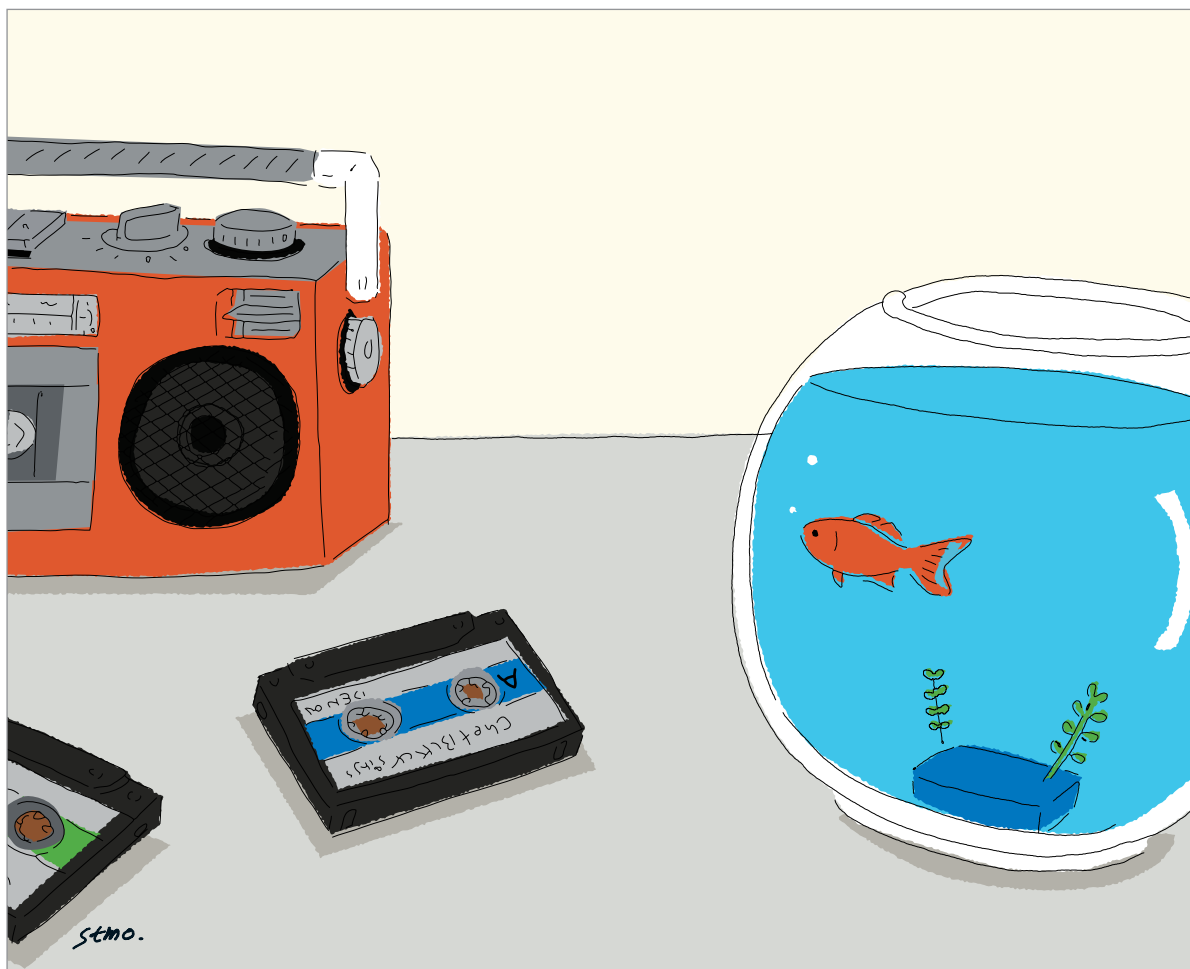
続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—

〈インタビュー〉

作家 川上弘美さん

〈クローズアップ〉

2014年度 夏期合同研究



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年9月号

特集

02 続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—

刑事弁護士座談会

西嶋勝彦(袴田事件) × 神山啓史(東電女子社員事件) × 前田裕司(司会)

インタビュー

24 作家 川上弘美さん

ニュース&トピックス

29 ツタエル〜被災地から霞が関へ〜

クローズアップ

34 2014年度 夏期合同研究

連載

32 理事者室から

42 常議員会報告 (2014年度 臨時)

43 都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割 第3回 多摩パブリック法律事務所 西畠 正

44 今、憲法問題を語る 第40回 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の問題点 中本源太郎

45 秘密保護法解説 第13回 特定秘密保護法の施行せまる! 長谷川弥生

46 近時の労働判例 第22回 最高裁判所第2小法廷平成26年3月24日判決 (東芝(うつ病・解雇)事件) 田辺敏晃

48 東弁往来: 第35回 法テラス浜松法律事務所 井上 圭

50 わたしの修習時代: 今も続く修習生活 24期 永石一郎

51 66期リレーエッセイ: 最後の夏を前に 北村岳士

52 コーヒーブレイク: ギター弾き語りライブ 藤元達弥

53 会長声明

54 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

64 インフォメーション

続・あの事件に学ぶ —刑事手続きの問題点—

続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—



袴田事件弁護団長
西嶋 勝彦
(当会会員・17 期)

×



司会
前田 裕司
(当会会員・29 期)

×



東電女子社員事件主任弁護人
神山 啓史
(第二東京弁護士会会員・35 期)

刑 事 弁 護 人 座 談 会

本誌 2012 年 3 月号、4 月号の特集「あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—」において冤罪事件の当事者、支援者へのインタビュー、弁護人の座談会等を掲載したところ、大変好評でした。また、この特集の後も、冤罪事件については、再審開始決定、再審請求棄却決定、無罪判決の言い渡し等新しい判断が出されています。

そこで、今回、「続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—」として、著名な冤罪事件に関する特集を再度組むことになりました。

今回は、袴田事件の再審事件の弁護人の西嶋勝彦会員、東電女子社員事件の弁護人の神山啓史第二東京弁護士会会員、司会の前田裕司会員の 3 名により、2014 年 6 月 8 日に行われた座談会の様子をお伝え致します。

事件への関わりから、捜査、公判、再審それぞれの段階での具体的対応・ポイント、また、刑事司法制度及びその改革についても広くお話しいただきました。

今回の特集が、冤罪事件への対応、また、昨今の刑事司法改革について考える機会となるものとなれば、嬉しく思います。

(伊藤 敬史、難波 知子)

I 事件への関わり

1 袴田事件

前田：今日は袴田事件の再審事件の弁護を担当された西嶋さんと、東電女子社員事件の弁護をされた神山さんに来ていただきました。捜査、公判、そして再審の問題、さらにそれぞれの事件から見えてくる制度改革課題などについて、お話を伺います。

まず西嶋さんが袴田事件に関わるようになったいきさつを教えてください。

西嶋：僕は、静岡地裁の同じ部で、袴田事件とほぼ同時期に再審請求を続けていた島田事件に第4次再審の静岡地裁棄却決定直後から関わっていき、島田事件が再審開始を経て再審無罪になった後、袴田弁護団の方から、ひとつ加わってくれという要請を受けたわけです。

前田：袴田事件は、1981年に第1次再審請求がなされましたが、その棄却決定は1994年に出たのですね。

西嶋：ずいぶん長いでしょう。

前田：同じ部に死刑の再審請求である島田事件が係属していた影響もあったのですか。

西嶋：そうです。それで僕も島田事件が片付いて、それではお手伝いをしましょうということになって、すでに動き始めていた袴田事件の第1次再審事件に加わりました。

2 東電女子社員事件

前田：神山さんが東電女子社員事件に関わられた経緯を教えてください。

神山：これは第二東京弁護士会が委員会派遣をした事件でした。1997年の3月28日ごろに新聞報道が

あって、「ネパール人、オーバーステイで逮捕、女子社員殺害についても聴取」という記事が出て、第二東京弁護士会から派遣をされました。派遣で接見をした僕と神田君は最後までこの事件をやることになりました。

前田：神山さんは捜査の段階から再審無罪決定が出るまで一貫して弁護人であったと。

神山：そうですね。1つの事件に初めから最後まで関わられました。彼が第一声で「ネパールに帰りたい」と言っていたのですが、15年かかって、やっとネパールに帰すことができました。実はその間、彼に直接触れ合ったことはないんですよ、法廷では直接触れ合えますけれども。一貫して身体拘束をされ、無罪になった後も身体拘束が続き、最後は入管からの見送りですから、最後まで僕は握手をしたことがありませんでした。

II 捜査段階

1 袴田事件の捜査段階

前田：袴田事件の捜査は、西嶋さんは直接関わっておられないですが、再審開始決定でもずいぶん問題が指摘されていますし、確定審における1審判決でも問題点が指摘されています。捜査における問題点は、どういうところにあったのでしょうか。

西嶋：まず事件は、みそを製造販売している会社の専務宅の火災から始まったわけです。火災現場の捜索をしたときに4人の死体が発見されました。これは強盗殺人で、放火で隠蔽したのではないかなということになって、当初は誰も犯人の目星がついてなかったのですが、清水警察が相当調べ回って、専

袴田事件とは…

1966年6月30日、静岡県清水市（当時）で味噌製造会社の専務宅が放火され、一家4人の他殺死体が発見された。同年8月18日、静岡県警は、同社の従業員

務宅の事情をよく知って、かつ、ボクサー崩れということで、従業員の袴田さんが疑われ始めました。しかし、彼が犯人だという証拠は何もない。だから1カ月以上、ずっと彼は泳がされるというか、尾行されたりしたんですね。

前田：行動調査ですね。

西嶋：ところが、なかなか向こうから言わせるとしつぱを出さないと。しょうがないから、彼の寮のところから任意提出されたパジャマを県警の鑑識が検査したところ、血痕らしきものが出てきました。しかし、これが被害者の血痕だということまでは分からないわけです。人血痕らしいという程度。しかも若干油成分が検知されるということで、どうも油をまいて火を付けて殺害したのは、袴田さんが怪しいということになりました。それからいろいろ彼の寮の周辺を捜査すると、風呂場に血痕らしき痕跡があるとか、風呂場から流れている溝に血痕が付着していたと思われるタオルが落ちていたとか、彼自身がけがをしているとか。これはどうも強盗の際に抵抗を受けたときのけがじゃないとか、どんどんストーリーが膨れあがっていくわけですね。

でも、捜査はそれ以上進まないわけです。結局は自白に頼らざるを得ない事件になりました。しかし、彼は、逮捕されても当然自白できるわけがないから、当初否認をしていたわけですが、23日間のうちの20日目に拷問的取調べに耐えられず、自白させられたということです。その間の取調べのひどさは死刑判決の1審判決でも指摘せざるを得ないくらい長時間の取調べが行われました。弁護人の接見もほとんどなく23日間のうちの3回ぐらい、1回5分とか15分ぐらいしかなくて、その間ひどい取調べを受けました。彼自身が法廷で、取調べの際に殴られたり、蹴られたり、便器を取調室に持ち込ん

であった元ボクサーの袴田巖さんを強盗殺人、放火、窃盗の容疑で逮捕。袴田さんは、逮捕前から否認していた。しかし、取調室に便器を持ち込まれて捜査官の前で排便させられるなどし、1日平均12時間に及ぶ長時間の取調べの結果、9月6日に、自白調書をとられるに至った。

同月9日、静岡地検が袴田さんを強盗殺人、放火で

でやらされたりということをきちんと言ったので、その一部が1審判決で認定されました。

だから、今問題になっている弁護人の取調べの立会いとか、録音・録画が導入されていれば、そういった密室での拷問的取調べの記録が残されているところですが、そのようなことが一切ないまま、まったく警察の言いなりに自白調書を取られてしまいました。その自白は、実は後日嘘だということが分かるわけですね。当初は何が何でもパジャマがスタートになって、微量の血痕は被害者側の返り血じゃないかということにされていました。

しかし、後日、科警研でもう1回血痕を調べたところ、検出できませんでした。それほど微量だったわけです。そのあたりから、やっぱりこれが犯行着衣というのはおかしいということが捜査側でも問題になっていたんじゃないかと思います。それが後の、事件発生から1年2カ月後にみそ樽から発見された「5点の衣類」の発見につながる。

前田：そうすると、客観的証拠が極めて少ない中で自白獲得の捜査が強引に行われたということですか。

西嶋：代用監獄を利用して長時間の取調べが行われて、弁護人の立会いもなく、いいように調書が作れてしまうこととなって、別の言い方をすれば人質司法ですね。捕まえてきて自白さえ取ってしまえば、それで公判が維持できるといったということでしょう。

前田：よくある手法で、冤罪の典型的な1つのパターンですね。

2 東電女子社員事件の捜査段階

前田：一方で東電女子社員事件の捜査の問題については、指摘できるようなことがあるでしょうか。

起訴。袴田さんは、公判では公訴事実を全面否認して、無罪を主張した。事件から1年2カ月経った1967年8月31日、同社の味噌タンク内から「5点の衣類」が発見された。1968年9月11日、静岡地裁は、「5点の衣類」を被告人の犯行時の着衣と認定するなどして、死刑判決を下した。

1976年5月18日、東京高裁が控訴棄却。1980年11月19日、最高裁が上告棄却。

2014年3月27日、第二次再審請求において、静岡地裁が、再審開始と、死刑及び拘置の執行停止を決定。袴田さんは、30歳で逮捕されてから約47年半ぶりに釈放された。

神山：東電女子社員事件でも、とにかくオーバーステイで逮捕して、そのオーバーステイは間違いありませんから、その期間を利用して女子社員殺害についても自白を求めるといことはされていましたね。我々が、委員会派遣で弁護人に付いたことによって、すぐにこれは別件逮捕だということを検事に言っていて、オーバーステイは直ちに起訴をさせることとなりました。起訴をさせた後、強盗殺人で逮捕されるかと思いきや、実は入管法の起訴が3月30日で、強盗殺人の逮捕は5月20日に入管法の判決があった日なんですね。だからそれまでの間は、起訴後勾留を利用して、取調べが続きました。

この取調べに対して弁護団はそれぞれ毎日接見をし、本人から取調べ状況の聴取りをするとともに、完全黙秘でいくと、とにかく何も言うなということ徹底しました。それがやっぱり功を奏したんだと思います。取調べに対して何の情報も捜査官側に与えないということが、いかに強い武器になるかということであらためて感じることができました。

ただ、当時はもちろん取調べが可視化されていませんし、弁護人の立会いはもちろん認められないということで、我々が毎日行ったら励ましてくるということしかできませんでした。取調べが可視化されてテープが回りだすと、さすがにテープの回っているところで、そうそう厳しい言葉を投げ掛けるわけにもいかず、そうそう長い間説得を続けるわけにもいきませんので、その分黙秘をしやすくなる環境が整うだろうと思います。そういう意味においても、黙秘が武器であり、しかもそれが基本的人権を守る最大の武器だとすれば、取調べの可視化は絶対に大事だなと感じています。

前田：今のお話を伺うと、東電女子社員事件では、当時、弁護士会が当番弁護士制度を発足させてい

て、かつ、委員会派遣で弁護士会から弁護人を派遣する制度があったことの意義は、大きいですね。

神山：そうです。これは本当に大きいと思います。これがなければ、オーバーステイの段階と起訴後勾留の段階で、彼は、まあ否認は貫いたかもしれませんが、それこそよくいわれる過剰な弁解を残して、後々それが足枷になったということは十分にあり得たと思います。そういう意味では弁護士が早期に付き、しかも当時は法律扶助協会を利用して佃君を入れた3人体制で弁護をやり、3人が協力して接見を繰り返すということもできたことは、非常に大きいと思いますね。

前田：起訴後は3人とも国選ですか。

神山：法律扶助協会を使って被疑者段階で3人が弁護人に付いていたのですが、起訴後は、国選を3人は認められませんでしたので、国選弁護人と私選弁護人の併存を求めたのですが、それもだめでした。結局、弁護団に石田先輩や丸山先輩に入ってもらって、全員ボランティアの5人態勢でやることになりました。

3 袴田事件の捜査弁護

前田：袴田事件は、弁護人は付いていたが、連日接見するなどの弁護活動はなされなかった。これは弁護人の立場からすると、1つの反省点と言えば反省点でしょうね。

西嶋：当時、捜査段階で接見した弁護人は、今は、3人ともおられないので、実情を聞くこともできませんが。

前田：袴田さんの場合には45通の供述調書が作られて、確定審の1審判決では、そのうち44通は証拠から排除されて、1通だけ証拠として採用されたの

東電女子社員事件とは…

1997年3月19日、東京都渋谷区のアパートの空室で、東京電力に勤務する女性（当時39歳）の遺体が発見された。同月23日、警視庁は、殺害現場に隣接するビルに住むネパール人のゴビンダ・プラサド・マ

イナリさん（当時30歳）を入管法違反（不法滞在）容疑で逮捕。ゴビンダさんは、同月30日に同容疑で起訴され、同年5月20日に懲役1年執行猶予3年の判決を受けた。同日、警視庁は、ゴビンダさんを強盗殺人容疑で再逮捕。同年6月10日、東京地検は、ゴビンダさんを同容疑で起訴。ゴビンダさんは、入管法違反で逮捕・勾留された段階から、捜査機関に強盗殺人の

ですね。

西嶋：起訴前の供述調書は強制的・威圧的影響下での取調べによるものとして任意性を否定し、起訴後の供述調書は違法な取調べということで、証拠排除されました。しかし、何で検察官調書の1通だけ残すのか、まったくこれは一貫していません。それがないと有罪認定できなかったんだと思います。

4 外国人事件の特殊性

前田：東電女子社員事件では、弁護士が毎日接見をされて、激励をし、黙秘をするように勧められたということですが、もう1つ、外国人事件で通訳人が存在していたことが、取調室の完全密室化を防ぐ1つの手立てになったのではないかと感じたりもするのですが、この点での神山さんのお考えはありますか。

神山：東電女子社員事件ではあんまり感じませんでしたが、それは言えると思いますね。本当にちゃんとした通訳人が入っていれば、その分でも密室は一部破られますから、そういう意味ではいいと思います。それからいい通訳人の場合は、やっぱり捜査官が言った内容通りのことしか言いませんので、それが通訳を介されることによって、言葉の暴力、言葉の圧力が当然弱まりますよね。そういう意味でも意味があるだろうと。

ただ、逆に言うと通訳人も選ばないと、その通訳人が捜査官とは別個にいわば取調官のような振る舞いをしてしまうということもありますので、そこは注意しなければいけないところだと思います。

前田：最近では警察官が取調べの際の通訳人を兼ねることがあって、私は、それについては中立的な通訳人ではないとして、反対する意見を持っています。

Ⅲ 公判段階（1審）

1 袴田事件の公判段階（1審）

前田：捜査が終わって起訴された後の袴田事件の1審はどのような展開だったかご説明いただけますか。

西嶋：僕は経験的な事実を語ることはできないですけど、記録上で確認する限り、基本的に調書不同意ということで証人尋問がずっと行われたことは間違いない。それは工場関係者、事件直後に駆け付けた近隣の人々、消防活動に携わった人、それから捜査官、こういう人たちをかなり調べていますね。だから弁護側からも当時着用していた衣類が違ふとか、そういう反証活動等はしていますけれども、「5点の衣類」そのものについて、これはインチキだということを正面から切り崩す弁護活動はしてないですね、残念ながら。

反対尋問をするについて、どうもやっぱり準備不足ですね。今は開示されている事件直後の工場関係者、近隣の人々の調書は、必ずしも当時の弁護側は目にしていませんから、十分な反対尋問はできなかったでしょうね。

前田：当時は、弁護人が証拠開示を求めるということとはされていないのですね。

西嶋：思い付かないでしょう。やれば応じるという運用もありませんでしたから。

前田：ありませんでしたね。

西嶋：検事は自分の立証に役立つものしか開示してないからね。

神山：そうそう。

前田：そういう意味では、当時から証拠開示が制度として確立している、例えば、今の公判前整理手続きのような証拠開示請求制度になっていけば、また

自白を求められたが、強盗殺人については否認して黙秘を貫いた。

2000年4月14日、東京地裁は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従って判断するのが相当として、無罪判決を下した。

しかし、2000年12月22日、東京高裁は、ゴビンダさんを無期懲役とする逆転有罪判決。2003年10月

20日、最高裁は、上告を棄却した。

2012年6月7日、再審請求審の東京高裁は、DNA鑑定の結果、犯人が別の男性Xとの疑念を払拭できないとして、再審開始および刑の執行停止を決定。同月15日、ゴビンダさんはネパールに帰国。同年11月7日、東京高裁が無罪判決を言い渡した。

違う展開にはなっていたのでしょうね。

2 東電女子社員事件の公判段階（1審）

前田：一方で東電女子社員事件は、1審は無罪の判決が出ていますね。判決の問題点はないですか。

神山：無罪になりましたから、弁護としては十分にやったんだろうと思っています。ただ、今、袴田事件で指摘された証拠開示の問題については、1997年当時は公判前整理手続きはありませんので、我々は全面的証拠開示を口頭で何度も求めましたけれども、やっぱり検察官は一切応じるつもりはないという非常にかたくな態度でした。

そういう面では非常に厳しかったと思います。特に証拠開示の点で弁護団が悩んだのは、捜査官の手元には被害者が付けていたノートがあるわけですね。お客さんといつセックスをしたかが書かれていた。現場の便所の中にあったコンドームの精液がゴビンダさんのものであることは間違いありませんので、彼はいつその部屋でセックスをしたのかは言わざるを得ない。

それで被告人質問を先にするのか、それとも手帳の開示が先なのかということは、かなりもめました。検事としては一切出さないということでしたので、被告人に先にしゃべらせるのかどうかについては、弁護団会議でかなり熱を帯びて議論しました。結果的には、本人が真実を言っているのであれば必ず証拠は付いてくるという信念で被告人質問を実施して、「だいたい事件よりも10日ぐらい前に当該被害者とあの部屋でセックスをしました」ということを言って、その後、手帳の開示を見たら、ちょうどそこに符合するところに「?外人」という記載があって、裁判所が無罪の心証を取る大きな理由にな

ったのかなと思います。

そうやって考えると、公判前整理手続きの中で証拠が出てくると予定主張の兼ね合いですよ。どこでどう証拠を見て、どこでどう主張を言うのかということが、まさに弁護人としては悩みどころになると思います。そこは弁護の技術をまだまだ磨いていかないといけないだろうと思いましたね。

前田：それはよく言われますよね。開示を受けた後に被告人がはじめて主張するのと、開示を受ける前に主張していたのでは、被告人の供述の信用性の評価が変わってきます。ですから、弁護人は、開示を受ける前から被告人が主張していたこと、そしてそれが真実であるということを、どうやって証明していくか、これが弁護活動として非常に重要になってきますね。その1つとして弁護人が予め供述録取書を作成することがあります。東電の事件は弁護人の決断がよい結果をもたらしたということですね。

神山：今言われたように被告人の供述を弁護人が保全していくことは非常に大事なんですけど、ただ、いかんせん、証拠を見てない段階で、その保全が本当に客観的証拠と矛盾しないのかどうかは分かりませんから、ある意味いちかばちかになりますよね。

前田：そうなんですよ。

神山：本当に悩ましいところがありますよね。

西嶋：そういう供述は公証役場で確定日付を取ってくるのです。

神山：もちろん取ります。供述を聞いて、しかもすぐにはまとめないで、また接見に行って、要するにある程度議論をして、これは崩れないということがまとまったところで調書を作って、確定日付を取っておくことはします。ただ、被告人は故意に嘘をつくわけじゃないんだけど、よく覚えてないことがあります。



【袴田事件】

発見されたズボンが袴田さんには小さすぎて履けない様子

前田：話していることが客観事実と合致しないことがありますね。

神山：やっぱり客観的証拠とのずれが生じる可能性がありますよね。実は東電女子社員事件も控訴審で有罪になったときには、そのずれを突かれたんですね。そのときにいくら売春料を払ったんだと。本人が「確か4,500円だったかな」と言ったんですね。それに対してノートの記載は0.2万円ですから、2,000円なんですね。これは違うじゃないかと。そんなことは、実は他の開示された多くの売春客の調書を見ても、だいたい初めに取られた調書では売春料が間違っています。後で呼ばれて、被害者から手帳を見せられて、「前に聞いたけれども、ひょっとしたら金額が間違っているんじゃないの」と言われたら、「ああ、そうかもしれません」という訂正の調書になっていて、それぐらいのことなんだけれども。

前田：そういうものでしょう。

神山：そこはやっぱり有罪にしようと思えば、そういうところを突かれてしまうという怖さがありますよね。

前田：常にありますね。

IV 公判段階(控訴審)

1 袴田事件の公判段階(控訴審)

(1) 「5点の衣類」

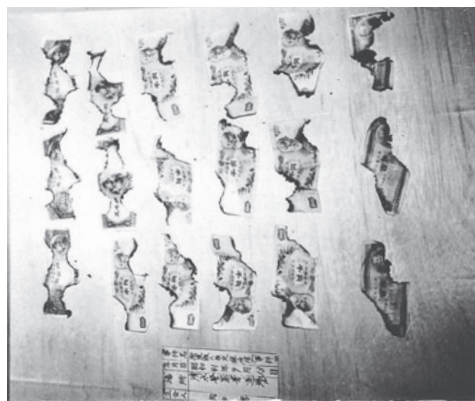
前田：袴田事件の控訴審はどういう推移だったのですか。

西嶋：1つは「5点の衣類」が彼のものではないということを、出てきた後にずっと争っていたのですが、

結局それが認められることにならず、高裁に行くことになりました。弁護の中心は「5点の衣類」をどう崩すかということで、1つはそのズボンは小さすぎて袴田さんには履けないこと。それと現実に本人のものと思われるものは、差し入れる予定でここにあるじゃないかということを法廷に出したりして、反証活動をやりました。結局、裁判所は、自白はこっちに置いておいて、「5点の衣類」だけが一人歩きをする感じで、彼は拘禁生活が長引いて体重が増えた、一方ズボンはみそに漬かっている間に収縮したとして、彼の着衣と認定しました。

ところが、実際は裏地が収縮してないんですよね。表地と裏地にそんな矛盾がでるわけがないので、裏地が収縮してないということは縮みがなかったということです。それは後日裏付けられるわけです。現実に着装実験というのをやったら、履けないんです。第1次再審の過程で、被服の専門家に見てもらったら、履けないのはウエストの問題ではなしに、その前のものところにつかえているんですよ。これはもともと合わないんだということが、第1次再審で問題になりました。だけど控訴審の段階では、そこまで綿密な立証をせずに、見た目の問題で履けないと主張していました

「5点の衣類」の中のズボンの本体のすその切断面と、袴田さんの実家から出てきたズボンのすその端切れが一致するという問題もありました。この問題は、弁護団もかなり苦労して、結局、最後まで謎が解けませんでした。だって、それはそうでしょう。今から見れば捜査機関がズボンを切って、片方はみそ樽、片方は袴田さんの実家に置いておけばいいわけですからね。それを切断面が合うはずがないことを証明する方が無茶です(笑)。



【袴田事件】
左上と右下の発券番号の部分が焼かれたお札

(2) 盗まれたお札

西嶋：それから捜査機関の捏造で言えば、もう1つ、盗まれたというお金の問題もありました。

発見されたお札は、左上と右下の発券番号という印刷した番号の部分が全部焼かれていました。しかも、これは彼が自白した後に清水郵便局で発見されて、清水警察署あての封筒の中に入っていました。警察側のシナリオによると、これは彼が親しくしていた女性に犯行後預けていて、その女性が投函したということになっていました。ご丁寧にも発見されたお札の一部に「イワオ」と書かれていました。それから封筒の中に便箋が入っていて、袴田の罪を問うなど書いてありました。その筆跡がその女性の筆跡だということでしたが、この筆跡は裁判所も2審で断定できないと言っています。

それからパジャマに付いていた油。これは工場にある油を持ち込んでばらまいた際にパジャマに付いたということが1審の鑑定で有罪証拠になっていました。しかし、高裁の段階では、再鑑定の結果、必ずしもそう言えないとされました。

ということで、弁護側もズボンと端切れの切断面の一致を除けば、反証できたという確信を持っていたらしいのですが、控訴棄却になりました。

前田：客観証拠の評価をめぐって、そのような点を相当争ったのですね。

西嶋：そうです。もちろん自白は嘘だということがとっくに分かっていたので。

前田：確かに発券番号の部分だけが全部燃えた紙幣はおかしいですね。

西嶋：今から考えればね。今度の再審開始決定でも「このような証拠があること自体が不自然である」と「捏造の疑い」を指摘しています。紙幣の発券番号の部分だけを焼いたり、わざわざ「イワオ」と

書かせたり、メモを入れたりして、不自然だということですよ。

(3) 控訴審判決の問題点

前田：そうですね。結局、高裁が有罪にしたのはどうしてですか。

西嶋：結局、「5点の衣類」が彼のもので犯行時に着用していたというのが揺るがないということになったんですかな。その段階では、まだ血痕問題なんかも残っていたんですよ。つまり、彼の右肩もけがをしていたと。「5点の衣類」の一番肌に接する半袖シャツの右肩部分にもB型の血液が内側から付いていると。彼もB型で、血痕が一致するというので、かなり決め手みたいになっていました。それとズボンの端切れの問題ですね。

しかし、血痕問題というのは別に矛盾がないというだけの話で、一致というのはおかしいわけですね。清水市（当時）の成人男子でも何千人ものB型の人がいるわけですから。だけど、控訴審では、そこまで正しく見てもらうということではなく、端切れ問題も崩せなかったし、B型の問題も崩せませんでした。

前田：1通だけ証拠採用した自白調書の評価は変わらなかったということですね。

西嶋：ただ、自白調書は嘘だと分かっているわけですよ、自白調書に出てくる犯行時の着衣が「5点の衣類」の発見により変わっているわけですから。

前田：そうですね。

西嶋：だから自白調書は有罪認定には使われてないけど、犯行のプロセスとかは全部自白調書をヒントにして認定しているわけです。

前田：自白調書の信用性の評価は、もう一度考え直せば、高裁段階でも十分にひっくり返すことができ

たという気がしますね。

西嶋：しかも今回問題になった「5点の衣類」の発見の経過そのものをちゃんとフォローすれば、おかしいことは控訴審の時点で分かっているわけです。だって、事件直後にも警察はみそタンクの中を全部くまなく搜索していました。それが1年後に出てくるのはおかしいじゃないかと、今回の再審開始決定もはっきり言っているんですよ。もともと袴田さんにとっては自分の職場で、いずれ半月もすれば新しいみそを仕込むことになっているのは分かっているわけです。事件が6月30日で、7月20日には新しいみそを仕込んでいるんですよ。だからあと20日ぐらいでタンクの中身が入れ替わるわけです。そんなところに分かっていて、何で「5点の衣類」を入れるかと。

前田：そんなところに犯行で使ったものを入れるかということですね。

西嶋：そういう常識的な目で見ると、確におかしい。でも有罪だと思い込んでいる人には、そういう矛盾は見えてこないわけですよ。

2 東電女子社員事件の公判段階（控訴審）

前田：東電女子社員事件の控訴審も同じですが、この人はひょっとしたら犯人でないのかもしれないという目で記録を見たら、幾つもおかしいところが出てくる、疑問だらけだと、まさに合理的な疑いを超えた証明はなされていないという判断に至るはずだと思うんですけど、高裁では、そういう思考がなされていないように思えます。

神山さん、東電女子社員事件では1審で無罪になったのに控訴審で逆転有罪になりましたね。その原因は何だと分析していますか。

神山：前提として1審無罪判決を覆すような新しい事実が控訴審で出たということはゼロなんですよね。

完全に評価を変えているだけなんです。1審の無罪判決は、今でも素晴らしいと思います。検察官が主張する被告人と犯行との結び付きを推認させる各事実は、一見すると被告人の有罪方向に強く働くもののように見受けられるが、仔細に検討すると、なお合理的な疑問を差し挟む余地が残されていると言わざるを得ないのであり、そうすると疑わしきは被告人の利益にとの刑事裁判の鉄則に従って判断するのが相当だとして、無罪を言い渡しているわけですね。

ところが2審判決というのは、結局、間接事実の評価をし直して、こう考えれば矛盾しないじゃないかということを書いて、評価をどんどん変えていくことによって最後の結論をひっくり返しました。今言われたように、有罪だと考えれば決定的に矛盾する証拠は出てこないんですね。有罪と考える上で決定的に矛盾する証拠が出たら起訴しませんから、そんなものはあり得ないわけです。

逆に、無罪と考えて、すべての証拠が矛盾なく説明できるじゃないかというような視点での吟味、検討がなされないんでしょうね。なされない理由は何かという、今言われた裁判官の頭が犯人だと先入観を持ってしまうと、そっち方向へ頭が行くんだとしか思えないですけどね。

前田：神山さんが1審判決は素晴らしい判決だと言われましたが、刑事裁判における事実認定はすべてがそうでなければいけないのではないのでしょうか。最近私は、裁判官が本当に1人の無辜も罰してはならないと思っているかどうか疑問に思っています。刑罰を科するのが刑事裁判の目的であるとするなら、1人や2人の冤罪者が出て、有罪者を逃さない

いうことの方が大事なのだという思いが裁判官の多くを支配しているのではないかと。

僕は最近いろいろな事件を見てきて、1人や2人の犠牲はやむを得ないと、それよりは治安を守り、有罪を逃さないという価値の方が大事だと思っている刑事裁判官がかなりの割合を占めているとの思いが強くなっていますね。もちろんそうでない方もいらっしゃるし、そういう裁判官は少なくないと思いたいけど…。

西嶋：名張毒ぶどう酒事件だって同じでしょう。

神山：そうです。

西嶋：東電女子社員事件も同じでしょう。

神山：そうです。

西嶋：福井女子中学生殺人事件だって同じですよ。

前田：東電女子社員事件、足利事件、それに袴田事件での控訴審が、刑事裁判のルールを徹底して、合理的な疑いを超えて立証がなされているかどうかという観点から厳密な判断をすれば、おそらく確定審の段階で無罪になったと思うのですけど、それはどうですか。

西嶋：僕もそう思いますよ。袴田事件の「5点の衣類」なんて、あんなにインチキな証拠はありませんから。自白調書もぼろぼろですし。

前田：なぜ有罪だと思ったのか分かりませんが、裁判官が証拠の評価を全部有罪方向に整理してしまっていますね。

神山：やっぱり怖いのは無罪方向の証拠が見えなくなるんだと思うんですよね。東電女子社員事件の1審無罪判決の大きな1つの柱は、被告人の土地勘のない場所から被害者の定期券入れが見つかったことでした。

前田：そうでしたね。

神山：ところが、控訴審は、それを無視するわけです。

それがあろうが、なかろうが有罪は動かないという判断をしてしまうわけですね。その怖さですよ。

前田：どうしてなんだろう。そこがよく分からないですよ。

神山：正直言って、弁護団は、控訴審における被告人質問のときの裁判長の態度を見ていて不信は感じていましたけれども、まあ、しかしあの証拠調べでひっくり返る理由がないじゃないかと本当に思っていましたからね。

ただ、怖いのは再審になったときにあらためて新聞報道等を見ますと、当時この東電女子社員事件の2審の有罪判決は、自白のない間接事実だけの証拠評価のあり方として、ある意味1つの参考になると言われていたらしいんですね、裁判所の中では。

前田：裁判所の中ではでしょう。

神山：何ということかと思いますよ。

前田：怖いですね。

神山：要するに少ない証拠で有罪にする、いわばお手本のような書き方だと言うわけですよ。その感覚からして、やっぱり怖いと思います。

前田：今までのわが国の冤罪のパターンは、客観証拠がない中で強引な取調べがなされ虚偽自白となったケースが多かった。ところが、東電女子社員事件は虚偽の自白がない事件でした。事実認定のあり方が、非常に重要だと思ったのがこの事件でした。

V 公判段階(上告審)

1 袴田事件の公判段階(上告審)

前田：袴田事件の上告審は何か新たなコメントをした

のでしょうか。

西嶋：「5点の衣類」、特にズボンの端切れとズボンの切断面、これを検事は勝ち誇ったように一致するじゃないかと言うわけです。弁護人は、この点をうまく言えないわけですよ。

前田：説明しようがない。

西嶋：一致して当たり前ですからね。捏造だということが証明できないからということ。

前田：捏造という主張は、再審段階ではされたようですが、当時の確定審のレベルでは、弁護人としては出せなかったということなんでしょうか。

西嶋：捏造という取っ掛かりがありませんでしたから。これは彼のものではないと言うのが精いっぱい、日ごろ履いていたズボンはこれだを出して、胴回りも違うし、股下も違うしと言っていました、それは見向きもされませんでした。

2 東電女子社員事件の公判段階（上告審）

前田：一方で東電女子社員事件の上告審は、どうなったんでしょう。

神山：東電女子社員事件の上告審は本当に三くだり半でしたね。ただ、上告審においては、弁護としては実験をして、現場から発見された精液の精子の形状から見て、事件時のものではなくて、それよりももっと古いものだということの鑑定を出したりしたんですけれど、何も触れてくれませんでしたね。

前田：何も応答せずということですね。

神山：東電女子社員事件は、1審無罪で、それを東京高裁、最高裁が有罪と認めたというところに、問題をもっと感じてでもいいと思うんですよ。

VI 再審段階

1 袴田事件の第1次再審請求

前田：袴田事件は有罪判決が確定した直後に再審請求をしておられるんですか。

西嶋：そうです。

前田：再審の経過をご説明いただけますか。

西嶋：第1次再審の申立て当時に用意できた新証拠が、くり小刀が本当に凶器だろうかという問題で、雨がっぱの中に残されていたさやと現場で発見されたくり小刀が一致しないということでした。「5点の衣類」から見たら遠い存在で、有罪判決を下した裁判官から言えば、関連性の薄いようなことでした。また、油の鑑定をもう1回やってみて、元の鑑定の手法を批判しました。

それから自白調書によれば、袴田さんは、被害者を殺害して油を取りにまず裏木戸へ1回出て、油を持って入ってきて、最後に火を付けて逃げるということで裏木戸を3回出入りをしています。ところが、事件直後、裏木戸は下の留め金と中央のかんぬきは外れていたものの、上の留め金がかけられたままでした。警察は、1審の途中で実験を行い、自白調書のとおりに、裏木戸の上の留め金を掛けたまま下の方だけめくるようにしたらぐり抜けることができたという実験結果の報告書を出してきました。しかし、その写真は、裏木戸の下の方だけが写っていて、肝心の上の留め金が写っていないんですよ。その写真を物理学の先生に測定してもらって、上の留め金を外さないと同じような写真を撮ることはできないことを明らかにしました。

しかし、「5点の衣類」のところで勝負がついていたものですから、結局、1審の静岡地裁の決定

は、そういうのは新証拠の明白性がないと判断しました。

それから途中でくり小刀で本当に殺傷できるかということを実験しました。4人の合計で四十何カ所か傷がありますから、通常、小刀は刃こぼれしたり、曲がったりするわけです。そのことを豚を使って実験したりしました。

また次女の傷は胸の表面から入って脊椎まで通っていましたが、それだけの深さはあのくり小刀では届かないだろうということを、ほぼ体形が一致している、87センチの胸囲に近い人をモデルに選んで、日大の先生のところでMRIに乗せてシミュレートしてもらいました。そうすると、多少腹のへこみ具合も考慮に入れてやりましたが、とても届きませんでした。ところが、静岡地裁の再審棄却決定では、事例が少ないとか、体型が似てないとか、いろいろ言って認められませんでした。

即時抗告審では事例をさらに増やしたりというやりましたが、結局だめでした。

つまり、1次再審では「5点の衣類」そのものを直接的に崩す材料が見つかってないものだから、周辺のらしきものを崩していくということしかできませんでした。だから僕から言わせれば、1次再審は、確かに確定判決を追い詰めてないという意味では、限界があったかもしれない。何とか即時抗告審で、DNA鑑定で起死回生をしようと思ったら、これが検出できなかったということで、結局は決め手になる明白性のある新証拠を用意できませんでした。

前田：DNA鑑定は「5点の衣類」の矛盾に迫るものですが、それが残念ながら検出できないのですね。

西嶋：まだ捏造のからくりがちょっと発見できなくてね。

2 東電女子社員事件の再審請求

前田：東電女子社員事件は再審請求では何をされましたか。

神山：今となっては気楽に言えますけど、やっぱり再審を起こしたときは非常につらかったですね。それは1審が無罪になっていて、しかもそれはいわば疑わしきは被告人の利益で無罪になっているわけだから、ある意味叩きようがないわけですね。

前田：評価の問題になってきますね。

神山：そうです。ゴビンダさんは「とにかく1日も早くネパールに戻りたい」と。ついては「再審を早く起こして欲しい」ということでしたので、じっくり考えて新証拠を用意するという時間的な余裕もありませんでした。

再審請求以降も証拠開示を言い続けてきましたけれども、裁判所も動かなければ、検察も動かない。転機になったのは、5年たった後、門野裁判長になったときに、形としては実質的な新証拠が出せましたので、三者協議を求めて、強く証拠開示を求めました。その際に門野さんが、弁護人が求めているDNA鑑定について、「今するかどうかは別にして、鑑定資料があるのかないのか。あるとすると、どのような保管状況なのか。それは報告されたい」ということを検事に言ってくれて、それが大きな転機になって、検察官から実はこういうものがありますと。では、あるのだったらDNA鑑定をしようじゃないかということにつながっていきました。

前田：新証拠としては、何を出したのですか。

神山：現場に残されていた精液の古さについて、控訴審判決は、便器の中の不潔な環境下にあるんだということでしたので、最高裁で提出した押田鑑定は実際の便器でやったわけですね。控訴審判決では、

大腸菌の影響を受けると判断していましたので、再審では大腸菌はどうなるんだということを検査したら、実は何日かたつともう大腸菌がなくなるんですよ。

前田：なくなる。

神山：だから大腸菌の影響を受けないということが分かったので、それも出しました。結局、そういう新証拠は、再審開始の段階では、DNA鑑定の方で明らかになったので触れられませんでしたけれども。

前田：結局、ゴビンダさんの言う10日ぐらい前に被害者とセックスしたという主張を裏付ける証拠づくりをして、それを再審請求の新証拠にしたのですか。

神山：そうですね。ただ、苦しい中、新証拠づくりをしていかざるを得ませんので、旧来の弁護団だけではどうしても頭が固くなっていますから、若い弁護士を入れて弁護団を拡張して、新しい目でああでもないこうでもないということを議論しました。

大腸菌の問題にアタックしてくれたのは55期の弁護士でしたから、それは力になりましたね。

前田：東電女子社員事件は、日弁連の再審支援を申し出て採用されたのですね。

神山：はい、そうですね。

前田：袴田事件と同じですね。

西嶋：そうですね。さっき神山さんが言ったように、死刑事件は再審請求の新証拠づくりに待ったなしなんですよ。

神山：そうそう。

西嶋：だから何らかの形で証拠らしきものを用意して、結局、決定をもらう時期までの間に何とか集めて、それが5年かかろうが、10年かかろうが、持たせるということも、1つの弁護技術なんですよ。

前田：有期懲役や無期懲役刑での再審と、死刑事件の再審はそこが全然違いますね。

西嶋：だから、第1次再審請求も第2次再審請求も、それ以前の上告棄却や第1次の特別抗告棄却からほぼ1カ月から3カ月ぐらいの間に出しました。そういう意味でも最初の申立書と一緒に添付する新証拠は極めて乏しいのかもしれない。だから検事に証拠を開示しろと。検事は証拠あさはけしからんと。我々は、証拠をあさらなかったら、お前さんが隠している証拠以外にないじゃないかとか言って大げんかして（笑）。

3 袴田事件の第2次再審請求

(1) 「5点の衣類」の色

前田：それでは袴田事件の第2次再審請求の話に移りましょう。

西嶋：結局、1次再審の過程で、新規明白な証拠と主張したものが、まあ、新規性はあるんだけど、明白性がないと言われてしまったものですから、正面から「5点の衣類」を弾劾する証拠を発見するのではなくて、結局自分で実験するしかなかろうということになりました。

前田：捏造の主張をされたんですね。

西嶋：そうそう。だけど1次再審では通りませんでした。2次再審で、まず色からやろうじゃないかと。ところが難題が2つあって、色の経年変化がどうなるかというのは実験すれば出るだろうけれども、発見直後の真実の色は当時分かっていませんでした。たぶんもうちょっと色鮮やかだったのではないかという。

前田：推測なんですね。

西嶋：そうそう。証拠開示請求で、発見直後のカラー写真があるはずだから出せとさんざん言っていました。そのうちやっと開示されたものは、色鮮やか

な下着、スポーツシャツ、すててこ、ブリーフ、みんな色が残っていて、かつ血液の色もばっちり出ていました。ところが、実験の結果、みそ樽に1年つけてしまうと真っ黒けになってしまう。逆に言えば、「5点の衣類」の発見当時のような色鮮やかな状態は、発見直前に漬け込んだ場合がまさにそうだと。こんな数時間、長く見ても1日か2日漬けたらできてしまう。これは明らかに発見直前にみそ樽に入れたんじゃないかと。あとはDNA鑑定でバックアップし、「履けないズボン」の問題をもう一度専門家を動員して計測してもらったり。

前田：みそ樽に漬けてあったという「5点の衣類」の発見直後のカラー写真が証拠開示されたと。

西嶋：そう。これが大きかった。

前田：その証拠が開示されるに至る経過はどうだったのでしょうか。やはり裁判所が検察に何らかの働き掛けをしないと出てこないですね。

西嶋：僕は第2次再審では始めから「5点の衣類」は捏造だと主張していましたから、前任の裁判長が「これだけ言われているんだから、検察官、弁護人が言っているように証拠開示をされたらどうですか」と言いました。これが大きな転機ですね。もちろん僕は、こちらは特定のしょうがないから、全部開示しろと求めていました。検察側は、全部ではだめだ、特定しろと。しょうがないから、いろいろとやっていった中で、どんどん出てきたわけですね。

神山：やっぱりひどいものですね。みそ樽から出てきた「5点の衣類」の発見時の写真みたいな重要な証拠が、それまで開示されてないということ自体がね。

西嶋：そうなんです。

神山：それを出さないままずっと来ているとは、何か

すごいインチキというか、証拠隠しですよ。

西嶋：そうそう。

神山：それで議論をさせているということ自体がね。

(2) 「5点の衣類」のサイズ～「B」の表示

前田：袴田事件では、確定審の控訴審のときに問題になった、ズボンのサイズですか。「B」は型、すなわち大きさの表示だとされていました。

西嶋：そう。あれも今度初めて開示されたんですよ。

前田：そして色の表示だとわかった。

西嶋：二重のインチキがあって、警察は発見時の捜査報告書を作っているわけです。実際は、同じ製品のメーカーのサンプルには「B色」と書いてあります。ところが、捜査報告書には、「寸法4、型B」と、「型」という字を入れて、「B」は型を意味するんだとインチキの報告書を作っていました。それがずっと最高裁まで行くわけです。検事は、当然、途中で「B」は色を意味すると知っているわけです。そういう意味では、裁判所はだまされたということですよ。

前田：裁判所がその「B」というのは型とってしまった。

西嶋：そう、B体だと。

前田：そういうふうに誤解したと。

西嶋：ところが、今回、証拠開示の結果、メーカーの調書が出てきたら、メーカー側は色をABCグループに分けて、これはB色群だということで、Bが型だなんてとんでもないとわかりました。現にこれですということで同じB色のズボンのサンプルを出してきてくれたんです。それを捜査機関は当時から押収していたわけです。

前田：当時すでに、メーカーの担当者の「B」は色だという供述調書を作っているのに、捜査機関、



警察が「B」というのは型であるということにした。

西嶋：それがずっと最高裁まで行った。

前田：検察の方も騙された。

西嶋：当初はそうです。だけど、それは途中で分かります。

前田：検察はメーカーの供述調書を見るでしょうね。

西嶋：見ている。それは知らなかったと言えない。

前田：言えないですね。捜査機関が裁判所を欺いている。

西嶋：そうそう。今回、その点に関しては、検事も脱帽しました。これは間違いだったと。

神山：検察官は途中で気が付きますよね。気が付いて何とも思わないんですか。

西嶋：そこは何ともね。当然、これは控訴審の段階の検事も気が付いています。もっと言えば1審の途中から気が付いているでしょう、こんなことは。

前田：そうですよね。

西嶋：もっとも、これはこの捜査報告書に弁護人が同意しているという問題もあるのかなと。

(3) 東電女子社員事件・袴田事件にみる 検察官の証拠隠匿

神山：今なぜそんなことをお聞きしたかという、東電女子社員事件でも、再審における証拠開示の中で、事件直後、捜査機関が遺体の乳房をぬぐって、唾液の発見をしていて、ABO式の鑑定の結果、O型と出ていたことがわかりました。ところが、ゴビンダさんはB型なんです。被害者はO型なんです。確定審の控訴審判決では最終性交者がゴビンダさんという認定をされましたが、被害者の乳房からO型の唾液が出ているということは、要するに最後に性交した人はO型の人間です。よね。

西嶋：それはそうだ。

神山：そうすると、情況的にはかなり無罪方向を示すのですが、それを再審になるまでずっと我々は知らなかった。我々も証拠開示をそこまで求めていなかったと言われればそうなのですが。これが強姦事件とか強制わいせつ事件だったら、ひょっとしたらそういうところまで具体的に踏み込んだ証拠開示を求めていたのかもしれませんが、強盗殺人事件だから、捜査機関が遺体の乳房をぬぐっているかどうかまで気がまわらなかった。

今の公判前整理手続きであれば、遺体に付着しているものすべての採取過程とその鑑定の開示を求めるということで開示されたでしょうが。

西嶋：そういう捜査資料も起訴当時あったわけだ。

神山：と思います。

西嶋：起訴検事は、それをちゃんと見ている。

神山：そうなんです。だから問題はそこだと思うんです。検事は見ていると思うんです。

前田：袴田事件と同じことですね。

神山：見ていて隠したとしたらひどいし、見ていて見抜けなかったとすると能力がないしね。

前田：分かった検事はいるが、そのままに進めたということですね。

西嶋：袴田事件でも、起訴検事は知っていたかもしれない。あるいは少なくとも公判検事は知っていたかもしれない。

前田：その可能性は大きいですね。それで再審段階で証拠開示を裁判所が命じ、検察官もそれに応じた。袴田事件で衝撃的な話だったのが。

西嶋：「5点の衣類」の発見当時の色と、「B」というやつね。

(4) 録音テープの存在

前田：他にありますか。

西嶋：あとは、今まで僕らが目にしていたのは、彼が自白したという自白調書45通、これしか開示されていませんでした。でも、絶対、否認調書もあるはずなんです。新聞で、彼が否認している取調べの状況をテープに録ったという報道がありました。当時はそれに気が付かなくて、今度の第2次再審になってから、もう1回新聞報道を見直した中で見つけました。そこで、彼の否認調書、彼の取調べを録音したもの、それから事件直後の否認を裏付けるような関係者の供述があるんじゃないかというので事件直後の関係者の供述調書、それと「5点の衣類」発見前後の今まで出ていない記録を全部開示しろということで請求したところ、それまでの開示分と合わせてトータルで600点近い供述調書、捜査報告書が出てきました。

そこで僕らが驚いたのは、1つは事件直後に袴田さんが消火活動に加わっている。袴田さんは、パジャマのまま、工場関係者2～3人と一緒に、寮の2階から下に下りて行って現場に駆け付けて、消火活動を最初からやっていました。消火活動の中で袴田さんがけがをした、さらに同僚の中にけがをした人も何人もいるわけです。

それから、現場に駆け付けた近隣の人たちは、裏木戸は閉まっていたと言っていました。それを我々が石をたたいて開けさせて、そこからホースを入れて消火したと、極めて具体的な供述が出てきたんですよ。だから袴田さんが言ったことは最初から間違っていない。裏付けがあったわけです。

前田：合致するんですね。

西嶋：はい。ただ残念なことは、検事がありましたと出てきた録音テープ、これは起訴後のおさらいのテープでした。新聞報道とは違って、ずいぶん後の録音でした。

神山：なるほどね。

西嶋：だから否認当時のものは、まだ謎のまま。

前田：録音テープは採ってあったけれども、自白をなぞるものだったと。

西嶋：そうそう。それも鑑定してもらったら、秘密の暴露も何もないし、真犯人が徐々に自白している過程ではなしに、むしろ無実の人が教え込まれて、説明させられたものだという分析結果が出ました。

前田：同じ死刑再審の松山事件の斎藤さんも同じようなことがありましたね。要するに一部の録画録音が逆に危険という例ですね。

西嶋：そうそう。

4 東電女子社員事件で再審無罪に至った 決定的要因

前田：東電女子社員事件が袴田事件より先に再審無罪が確定するんですが、決定的な要因は何でしたか。

神山：先ほどの門野裁判長の勧告があって、検事がこういうのが保管されていると明らかにしました。その中に、現場に残された陰毛や、それから膣内容物を採取したガーゼ等が入っていました。それで、替わった岡田裁判長が検察官に対して「自分たちでDNA鑑定したらどうだ」ということを言ってくれて、検察官がDNA鑑定したわけですね。

そうすると、その膣内容物の中に男性の精液が1つありました。それをXさんとする、XさんのDNAがきれいにしていると。それで現場に残された陰毛の中に、まさにXさんの陰毛があると。そうすると、Xさんが膣内容物に精液を残しながら現場に陰毛を残しているわけですから、これはとても怪しい人物が1人いると。そうすると、当時あの部

屋で被害者とセックスをできる人間がゴビンダさんしかいないといわれていたんだけど、いやいや、ゴビンダさんどころか、Xさんがちゃんとセックスしているじゃないかと。しかもXさんがセックスした直後に被害者が亡くなっているわけです。そこから動きだしました。

ただ、そういう証拠が出たにもかかわらず、検察官があきらめないんですね。以後、検察が何をやったかという、いや、実はまだ証拠があると、それをDNA鑑定したいと言うわけです。検察官は以後3度DNA鑑定をやるんです。他の証拠からゴビンダさんのDNAが出れば一発逆転ができるという思いなんでしょうけれども。

しかし、逆に次々DNA鑑定をやることによって、Xが犯人だということがより明らかになっていく。あれだけはっきりした証拠があるにもかかわらず、検察組織があきらめないでやり続ける。しかも、再審開始決定が確定した後も、また鑑定するんです。それで最後に、その被害者のつめが残されていて、つめからXと矛盾しないDNAが出るわけで、それでやっと再審公判のときには、検察官もゴビンダさんが犯人でないということを表明することになるわけですけれども、そこまで粘るわけです。

前田：先ほどの乳房の唾液は、DNAの関係ではどうなったんですか。

神山：ゴビンダさんのは出なくて、XさんのDNAが混在しているとして矛盾がないということでした。

やっぱりそこまであきらめないでやるという検察官の体質ですよ。例えば袴田事件も、今後、検察がどこまでその争いを続けるのか、そういうところは検察のあり方を考える上でも問題が残っているなと思います。

前田：再審請求の過程で証拠開示を裁判所が命じた。

また裁判所が被害者の体内の遺留物とか室内に残った遺留物についてのDNA鑑定を検察に要請して、検察が鑑定した結果、ゴビンダさんではなくて別の人物が浮上したというのが一番大きいですね。

神山：そうですね。

前田：再審請求時における裁判所の証拠開示に関するスタンス、DNA鑑定についての積極的な姿勢が大きな要因ですか。

神山：そうですね。もし証拠開示がされなければ、結局は水掛け論に終わっていたと思います。ただ1審無罪判決は今から見ても正しくて、1審無罪判決は、ゴビンダさん以外の人が101号室の部屋で被害者とセックスする可能性について、被害者及びゴビンダさん以外の人の陰毛が現に落ちているわけですから、それはあるだろうとはっきり言っていたわけですね。本来DNA鑑定請求権のようなものがあって、検察官が持っている証拠を吟味することによって具体的に明らかにするという過程をたどればいいのですが、今の厳しい再審手続きの中では、証拠開示が大きかったというのは間違いないと思います。

あとそれから東電女子社員事件の特徴は、検察官側にすべてDNA鑑定をさせたことですよ。実はこれは弁護団としては悩みまして、検察官にさせていいのかという議論はありました。ただ、なかなか再審が動かない中、裁判所がそこまで言っているんだとすれば検察にやらせた方がいいだろうと。裁判所は、科捜研、科警研ではなく大学に頼むこと、すべてのチャートを明らかにすること、それからできれば再鑑定などで残すという条件を付けて、やらせました。

よかったのは、検察官が「こういうのが残っています」というのは全部鑑定をやらざるを得なかった

ことですね。今から思えば、例えば弁護団が裁判所の鑑定にこだわって、これとこれという目星を付けていると、外していたかもしれません。

前田：逆にね。

神山：そういう面はやっぱり怖いですよ。

証拠開示が大事だと思ったのは、検察官はすべてを開示しているわけではないので、検察官の手元にまだいくらかもあるわけですよ。だからこのままの状況を放っておくと、検察官は補充捜査と称して、自分の手元にあるものを次から次へと自分たちで勝手に鑑定していける。この不公平さというのも実は東電女子社員事件ではかなり明らかになりましたね。

前田：そうですね。

5 袴田事件の再審開始決定

前田：袴田事件の静岡地裁の再審開始決定は、明確に警察の捏造であると認めました。これまでにない決定になりましたが、そのあたりの話をお聞かせ下さい。

西嶋：「5点の衣類」は、いろいろ説明がつかなくて、発見直前にみそ樽に入れ込まれたとしか考えようがないわけです。事件直後に捜索しても出てこなかった。1年2カ月間もみそ樽に入れていたらとてもこんな状態にはならない。どう見たって発見直前にみそ樽に入れられたものだ。それができるのはみそ工場の関係者だろうけれども、警察の指示がなければそんなことをするわけがない。となると、捜査官しかいない。それは警察だと。

そういう目で見ると、彼の実家から発見されたという説明のつかなかったズボンの端切れも捏造が疑われます。再審開始決定書には書いてないけど、

僕らがつかんでいた情報では、端切れを発見した当日の朝、2つのグループの捜査官が袴田さんの実家に来ていて、2回目の捜索に来た捜査官たちが押収目録を作ったりしたのですが、その前にも別の捜査官たちが来ていたのですよ。僕らの調査では、その2回目に来た捜査官も確かに自分の前に別のグループが来ていたということは認めているわけです。ただ、その人が高齢で、もう特養ホームのようなところに行ったりしているらしい。そのことを裁判所に言ったら、裁判所は「もうこれでいいんじゃないか」と。弁護人は、証拠の開示についても全面開示を求めて、それがだめならリストを出せと言っていました。これに対して、裁判所は「弁護人がそこまで言うならまた延びますよ」と言ってきた。そこで、弁護団は今の証拠の状態で決定を出してくれと答えたわけです。

前田：それはある程度の感触があったということですかね。

西嶋：そうですね。裁判所には、「5点の衣類」が捏造だということの心証はあったのではないかと。また、お札についても捏造だと。それからもう1つ、肩の傷まで捏造だとされています。確かに、上のスポーツシャツの穴は1つ、アンダーシャツの穴は2つで、合わないわけです。その位置がまた彼の傷の位置とずれているわけです。

前田：そうですね。上と下が違うということはないですね。

西嶋：はい。これはやっぱり捏造と考えると合理的な理解ができると。だから静岡地裁の決定は、3つの捏造を指摘しています。

僕らはもう1つあるじゃないかと言っています。というのは、「5点の衣類」の半袖シャツの右肩部分に傷がありますが、パジャマの右肩部分にも傷が

あります。それで今までの有罪判決は何といったかという、それは袴田さんが工作したんだと。

しかし、1人の人間が「5点の衣類」とパジャマと両方に工作をやるわけがないだろうと。自白調書ではパジャマで犯行したと言っているのにね。

前田：「5点の衣類」は説明がつかないですね。

西嶋：だから、裁判所は言っていないけれども、まだ捏造の材料はいくらでもあるのです

6 刑の執行停止

西嶋：静岡地裁は、身柄拘束に関連して画期的な決定をしたでしょう。

前田：ええ。

西嶋：死刑の執行停止だけではなく拘置の停止まで決定しました。僕は、事前にその要求も書面で行っていましたが、決定が出てその日のうちに釈放になるとは思っていなかった。検察がその執行を指揮しないのではないかと思います。

そうするとこれは明確に逮捕監禁だから、その点で追及しようとは僕は思っていました。しかし、3月27日午前10時の決定で、彼が出たのは同日午後5時だから、時間はだいぶずれましたが、その日のうちに釈放されました。

静岡地検は、その日のうちに拘置の停止についての抗告を出しました。それで高裁の決定が出るまでに彼が釈放されてしまうと意味がなくなるものだから、静岡地裁に、高裁決定が出るまでの間、拘置の執行停止の執行停止をしてくれと職権発動を促しました。さすがに静岡地裁はとんでもないと、軽く退けました。

前田：それはそうですね。

西嶋：静岡地検の2つの抗告のうち執行停止決定の

抗告は、次の日（3月28日）に棄却されました。というのは、前（3月27日）に僕は、東京高裁に再審開始決定書を持って行って、高裁の担当部が決まったら、担当部の裁判官にこれをぜひ見せてと申し入れていました。そうすると、東京高裁は、次の日の昼頃にはもう抗告棄却をしました。それで再審開始決定に対する抗告の方はまだ何もないものだから、僕は1週間ぐらい経ってから三者協議を早く開いて期日を入れてくれと申し入れしました。特に、検察官の補充書は下手をすると半年、1年かかりますが、そんなことをのんびりやらせられたらたまらないので、速やかに三者協議を開いて、補充書の提出期限を決めてくれと申し入れしました。その他、高裁での審議の進行について打合せをしたいというので、文書による申入れのほかにも、督促の申入れに2回も行っています。

前田：刑の執行停止に関しては、1980年代に死刑再審が4件ありましたけど、全部再審での無罪判決が出るまで拘置の執行停止はされませんでした。足利事件では再審開始決定が出る前に菅家さんは釈放され、東電女子社員事件でも、再審開始決定と同時に刑の執行停止がされました。

神山：東電女子社員事件はゴビンダさんがオーバーステイでしたから、刑の執行停止まで行くかな？と思っていましたが、再審開始決定と同時に刑の執行停止をしてくれました。決定が出て、すぐに検察庁に行ったら、すでに異議申立てをしましたと。それで刑の執行停止についての執行停止の申立てと、執行停止に対する異議の申立てもしましたということでしたので、直ちにまず原審の部へ回ったら、原審の部はもちろん執行停止しないと。それで、異議申立審の裁判所に行ったら、刑の執行停止に対する異議の申立ては、開始決定の異議の申

立てと同時に判断しますということで、とにかく釈放されることが決まったわけですね。それで検事が釈放指揮を執って、当日釈放されて、すぐに入管に送られたということです。

前田：不法入国状態は解消されないわけですからね。

VII 両事件から導かれる 刑事司法改革の課題

前田：袴田事件と東電女子社員事件から導かれる刑事司法改革の課題について伺います。西嶋さん、いかがでしょう。

西嶋：日弁連の年来の主張である代用監獄の廃止は落とすことができません。監獄法改正のときには次の刑事司法改革のときには検討課題なんだと言っていましたし、前の司法制度改革のときもそう言っているわけですが、今度の刑事司法改革では何も問題にしていない。これは袴田事件を契機にしてあらためて問題にする必要があります。

それから弁護人の取調べ立会い。取調べの可視化の方は大きな声で聞こえるけれども、弁護人の立会いはそれとの比重で少し落ちています。

前田：今の政策課題としてはね。

西嶋：はい。でも、諸外国では取調べの録音・録画による可視化と弁護人の立会いは2つセットなんです。

神山：そうそう。

前田：立会いがなければ完成しない。

西嶋：そうなんです。

前田：それは私も異論はないですよ。

西嶋：だから代監廃止でしょう、弁護人の取調べ立会い、それから取調べの全過程の録音・録画によ

る可視化ね。それとあとは証拠の全面開示。今回のようなリストの開示じゃ全然分かんですよ。

前田：ええ。しかし、捜査機関が強い抵抗を示すんですね。

西嶋：はい。証拠開示があるから、今までの再審は辛うじてできている。今、再審の改正は議論されていませんが、少なくとも今度の改革の中でも最低限、再審における証拠開示は全面的にやってもらわんとね。

前田：法制審議会（平成24年11月21日、第15回）で東京高裁の小川正持さんは再審の証拠開示を制度化すべきだという意見を述べたんですが、今後の課題になってしまいました。日弁連も、制度化の意見を述べていますが、学者の中で反対する人が多いですね。

振り返ってみて、袴田事件の場合、確定審の1審段階で証拠が開示されていれば、まったく違った展開になったのでしょうかね。

西嶋：僕もそう思います。さっきの「B」の問題にしろ、「5点の衣類」の色の問題にしろね。

前田：証拠開示は大きいですよ。

西嶋：絶対大きいです。あと袴田事件から考える必要があるのは、誤判の可能性が付きまとう中で、死刑制度は考え直さなければいけないのではないかと思います。

神山：そうですね。

前田：袴田さんは、何とか再審の門戸が開いたからいいようなものの。

西嶋：飯塚事件のような例もありますからね。

前田：ええ、飯塚事件では死刑が執行されましたね。

あと西嶋さんが座長をやっておられる第三者機関の検証ですね。

西嶋：そうそう、これは絶対にやってもらわんといか

んです。ただいろいろな不協和音があって、日弁連の執行部の中でも、今の状況の国会に第三者機関を設置することはいかなものかという慎重意見があります。

前田：その前提として、日弁連のワーキングで構想されている意見書をご説明いただけますか。

西嶋：2011年1月の意見書ですか。日弁連としては、国会または内閣に冤罪原因究明の第三者機関を設置せよという提案をしています。この対象には捜査機関はもとより裁判所も含まれます。そこで強制はできないけれども呼び出して調査して原因を突き止めると。その第三者機関の委員には、国会議員ではなく、冤罪事件の経験がある弁護士、元検事、元判事、それから冤罪事件の被害者、そしてマスコミなど法曹関係者以外、学者も入れるというものです。

特定の事件に特化した調査機関にするか、次から次に起こってくる事件を審査する恒常的な機関にするかは、まだ明確になっていません。

前田：なるほど。

西嶋：前は東電女子社員事件の原因究明をやれと言っていたのですが、今度は僕の頭の中では袴田事件をやるべきと思っています。

前田：イギリスでもそういう委員会があるし、アメリカのある州でもそういうのを作りましたよね。

西嶋：そうそう。指宿信教授が非常に熱心で、彼によると、イリノイ州だと、裁判官が最高責任者になって、短期間のうちに原因調査をして、それを改革に結び付けているということです。自分たちが誤判を起こしたんだから、自分たちの責任でこれは解決しなければいかんということで調査して、一定の成果を出しているということですよね。

前田：神山さんは東電女子社員事件の捜査の最初か

ら再審無罪判決まで関わってこられて、刑事司法改革について、この点はぜひ言っておきたいということはあるですか。

神山：今、西嶋さんが言われたことはまったくその通りで、取調べにおける可視化だとか弁護人の立会い、それから証拠開示、死刑制度の問題ですね。第三者機関による検証の必要性もまったくその通りです。もし付け加えることがあるとすると、検察官上訴の問題だと思いますね。1審無罪になったものに対して、検察官が上訴をするという制度が本来にこの憲法から見て正しいのかというと、それは違うだろうと思います。

捜査機関は、税金と権力を使って証拠を集めて、これで間違いがないということで審査を求めるわけですね。そこでいったん無罪という結論が出れば、それはもう「合理的な疑い」が残っている。それに対して再度の審査を求めるというのは、あってはいけない制度ではないのかなと思います。

そういう意味では、無罪判決に対しては検察官の上訴も認めるべきではないし、いったん再審開始決定が出た後の検察官の不服申立ても認めるべきではないと思います。名張毒ぶどう酒事件で第7次再審請求で開始決定がありながら、検察官の異議申立てでひっくり返った経験を持っていますが、こういうことは制度的にあってはいけないと思いますよね。

前田：現行法では無罪が確定した人を再審で有罪にすることはできないわけですが、わが国では、確定審の1審、2審、3審は二重の危険ではなくて、1つの危険だとする解釈がまかり通っているわけです。そこを何とか変えたいということですね。

(構成：伊藤 敬史、難波 知子)

作家

川上弘美さん

川上弘美氏は、芥川賞作家であるが、妖精のような雰囲気をもお持ちの方である。その雰囲気につられて著作を読むと、今度は、混沌とした地に根を張ったような強い生命力に魅せられていくことになる。不思議で、こわくて、なつかしい川上ワールドは実に魅力的だ。ちなみに、氏の著作中にあった「セックスの時、女性は脱いだパンツの定位置をもっているか」という論点を、本インタビューではご自身にも語ってもらっていたのだが、この読者へのサービスネタがゲラ段階で削除されたのは残念なのだ。（聞き手・構成：味岡 康子）



©anan/ 岡本あゆみ

——小さいときから本はお好きだったと思うんですけども、耽溺する質とか量が変わったことはありましたか。

小学校のとき大きい病気をして入院し、そのとき何もすることがなくて読書を始めたのがきっかけで、それ以来ずっと同じペースで読んできました。ですから量はあまり変わってないと思います。質に関しては、ハウツー本から、科学の本から、小説から、新書から、新聞も含めていろいろです。活字中毒のところがあって、チラシでもいいから読んでいる感じがすね。

——硬軟で言うと、硬の方は小説以外の例えば哲学書、思想書、そういうものも読まれるんですか。

最近の日本の哲学者の本は大好きです。永井均さんや野矢茂樹さんなど、ものを考えるとはどういうことか、思考するとはどういうことか、そういうことをやわらかく書いてある本は大好きでよく読みます。

——吉本隆明もお読みになったとか。

私が学生だった時代は、みんなが読む本は自分も読まないし肩身が狭いという時代。ですから吉本隆明はじめ、メルロ・ポンティやハイデッガーなど、よく分からないのに読んで、途中で眠くなって……（笑）。

——軟の方は例えば漫画とか。

漫画も大好きです。私の書庫は3分の1は漫画。

——例えば好きな作家を挙げていただくと。

白土三平、手塚治虫に始まり、萩尾望都、大島弓子、山岸涼子、つげ義春につげ忠男、いがらしみきおに諸星大二郎、しりあがり寿。あげはじめるときがありませんね。

——作家の中には構成をきっちり決めて書かれる方と、テーマはあるが、あとはある程度、自由に探って流していく方とあると思いますが、川上さんはどちらですか。

あまり決めない方です。すごく長いときは別ですが、普通の長編、原稿用紙で400～500枚ぐらいだと、

何となくぼんやり決めておいてという感じでしょうか。

—— 400～500枚というと、川上さんの小説では、どの辺ですか。

『真鶴』は400枚ぐらいだと思います。書いていくと、その書いたことが次の連想を呼んで、自分でも最初は思っていなかったことが書けて、それがまた次の連想を呼んでいくというのが一番うまく書けているときの状態です。

—— 作品名や人物名の片仮名、例えば芥川賞を受賞された『蛇を踏む』の主人公のヒワ子、あの名前、もう抜群にいいですね。あと『溺れる』とかコマキさん、ツキ子とか、私は異次元性を示しているのかなと思っていたのですが、『センセイの鞆』の後、『真鶴』あたりからは普通の漢字を使って、あまり片仮名名前が出てこない。少なくなってきたのは自然にそうなられたのか、あるいは意図的にそうされたのか。

片仮名は抽象性が高いからイメージが付きにくく、最初のころはそういうものが書きたいなと思っていました。デビュー作の『神様』では「私」という言葉も出さなかったんですよ。イメージが付くのが不安な気がしたのですが、ずっと書いているうちに、違うこともしてみたいと思い始めて。

——『蛇を踏む』の中で、ヘビの化身である女の人が、つくね団子とインゲンを煮たものを作って、帰宅したヒワ子を迎えるというところ、このつくね団子とインゲンの煮物というチョイスがヒワ子とヘビの化身にぴったりだといたく惹かれました。

ありがとうございます。たぶんそのころよく家で作っていたおかずを書いたんだと思います。

—— その『蛇を踏む』の文庫本の裏表紙に、「若い女性の自立と孤独を描いた」と書いてあり、これはそう読むのかと。

この本をどう読んでほしいですかという質問がたま

にあるんですけども、もう私の手を離れた後は、小説は私のものではなくて、読んでくださる読者の方のものになると思っています。受験用の問題集に載ったりしたものを送ってくださることがあるんですが、そうすると、「このとき何謀はどういう気持ちだったか」などの設問に答えようとしても自分が答えられなかったりする。だから作者というのは案外あまりものを考えてないかもしれないです（笑）。

—— 日常生活を書かれても、幻想的な世界を書かれても、たとえそこに書かれていなくても水面下にはセックスの存在感が強くおように感じられ、川上さんの外見から一見想像できないような、強い生命力を感じます。

セックスそのものだけでなく、何か生きているときの動物的なもの、そういうものは普通の人生でも大事にしたいと思っていますので、そういうふうに感じてくださったとしたらすごくうれしいです。

—— 失礼な言い方をすると、すごくしぶとい、簡単にはそんなに動かない固まりのような、そういうものを感じるのです。

わりとしぶといタイプです。たまに、優しそうな人だなどと勘違いされることがあるのですが、全然違います（笑）。

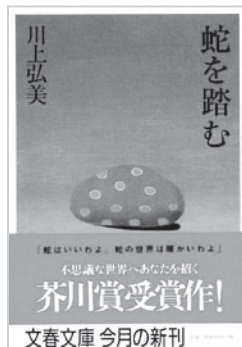
—— 健啖家でいらっしゃる？

はい。食欲も旺盛で、大食いだし、大酒飲みだし。それから友達をたくさんつくりたいというタイプではないけれど、わりと人恋しく思う。恋愛ということだけじゃなくて、一緒に誰かといると離れたたくなるようなところがありますね。だからお酒を飲んでいるとき、いつまでも飲みたがって迷惑がられるのですが（笑）。

—— お酒はどのぐらい飲まれるのですか。

最近少なくなりました。休肝日は週3～4日。でも飲む日はたくさん飲んじゃいます。

川上弘美さんの著書



『蛇を踏む』
文春文庫



『溺れる』
文春文庫



『真鶴』
文春文庫

——お生まれは東京杉並区かと。

母の実家为本郷で、しばらくそこに住んで、3歳のとき杉並区に移って以来ずっと杉並育ちです。

——生まれてから一番最初の鮮明な記憶はどんな記憶ですか。

本郷の家で母が掃除機をかけている横で、母の足にしがみついているという。

——高齢者の登場人物も印象的なので、祖父母さんと同居しておられたのかなと。

同居はしてなかったですが、父母両方の祖父母はみんな東京だったので、一緒には住んでいなくともしょっちゅう会っていました。お年を召した方、好きです。

——高齢者もそうですが、作品には気っぶのいい年配の女性が多く登場してすてきです。『古道具 中野商店』のマサヨさんとか、『これでよろしくて?』のおば様たち。それから『風花』の唐沢知子さん。

通常、小説の中では年のいった女の人たちは少し不遇なところがありますよね。でも実際には素敵な年配の女性はたくさんいらっしゃる。そういう人たちのことを書きたいないつも思っています。

——お父様はどんな方ですか。謹厳実直タイプですか。

いや、酒飲みです。大学で生物を教えていました。

——それで生物科にお入りになったんですか。

私は医学部に行きたいと言ったら、うちは国立の医学部に行くお金しかないと言われて、生物科に入ったけれど、父の知人ばかりが多くてちょっと居づらかったです。でも大学の先生たちって、大学にもよりますが、楽しそうでした。父は学生運動のころの教師ですから学生に攻撃される側ではあるけれど、まだ若いから近いところもあって、しょっちゅう学生さんたちがうちに來ていて、みんなでマージャンをしているんですよ。大学の先生ってマージャンをしてお酒を飲むという印象しかなくて。よく遊ぶ人でした。

——お父様としては川上さんのことは目に入れても痛くないという感じでしたか。

子供には興味なくて、お酒を飲んで歩くのが好きなので、そういう感じはなかったです。家に、親類のフラフラしているおじさんがいる、という感じでした。

——お母様は賢夫人タイプ?

いえ、全然。父と同じで、さばけた人でした。

——突き抜けたご両親だったんですね。

そうはいつでも、結婚はちゃんとするんですよ、という時代。基本的には保守的だったような気がします。

——アメリカに住んでいらしたんですね。



新刊

『水声』

文藝春秋／2014年9月30日発行

「都」と「陵」はきょうだいとして育った。
いま二人が共有するこの甘美な時間！
ママは死に、その死は現在という時間を強く揺さぶるのだった。

私が幼稚園のとき、父がカリフォルニアへ留学して3年間ほど。

アメリカは大好きで、アメリカの記憶はものすごくたくさんある。日本に帰ってきてからの記憶はぼんやりしていますが、アメリカのことは本当によく覚えている。1年ぐらいは英語を全然しゃべれなかったんですが、それでも何か楽しくて。

——小さいときの3年間で大好きだったとすると、それは何らかの形で今お書きになっているものに反映されているわけですね。

たぶんそうですね。

——そうしたら、日本の小学校に戻ってきて、集団的な組織感覚みたいなものに違和感を持たれましたか。

自分が違っているということが分かってないので、ものすごくいじめられましたね。それで、5年生のときに私立の女子校、雙葉に、編入試験があったので受験して、そっちに行ったらまた伸び伸びしました。自分ではよく分かってなかったのですが、たぶん思ったことを全部言ってしまうとか、人に対するおもんばかりがないとか、そういうのが今考えると、今もそうなんですけれど、まずいですよね。

——雙葉はカトリックですが、その影響というのはどこにおありですか。

あるかもしれませんね。宗教って面白いなと昔から思っていたので、雙葉にいたとき宗教研究のクラブに入っていました。

——小学校5年生から高校まで雙葉で、大学も女子大だと、男子と遊ぶような期間はあまりなかったですか。

4年生までは女の子にいじめられるものですから、男の子としか遊んだことがなかったんですが、いわゆる思春期になってから男子とそうやって日常的に触れ合うことはなかった。女子校育ちはわりと特徴があるんですけど、やはり女性になる必要がないので女性性が薄い。よくも悪くも（笑）。

——なるほど、男性の目がないので意識しないで済みますね。

制限されてないから女の子の意地悪さが案外ないという面もあります。男性の視線を意識したときに必要な複雑さを持たなくて済んだけれども、だからすっとんきょうという感じもあります。

——実はすごく居心地がいいのよって女子校育ちの方は言いますよね。それで女子大を選ばれたのでしょうか。

でも大学は、ぜひ男女共学のところに行きたかったんですが、東京の私立では生物科は早稲田ぐらいしかなく、早稲田は落ちてしましまして。その上、就職も田園調布雙葉の教職だったので、青年期は女子に

しか縁がない感じでしたね。

——大学では団塊の世代、学生運動が熱かった頃の10年後だと思いますが、空白感などの空気はありましたか。

しらけ世代といわれていました。団塊の人たちにしょっちゅうお説教されていて。決まり文句は何だっけな。…主体性がない…。君たちは主体性がないと怒られて。懐かしいです。

——最近、涙した映画とか本はありますか。

涙……しないですね。「泣ける〇〇」というので見ると、たいがい大笑いしてしまったり……。ひねくれていますねえ（笑）。でも、テレビの「はじめてのおつかい」は、泣きます。

——川上さん自身は、やつし願望というのはおありですか。そんなことはない？

やつし願望？ それはどんな意味で？

——上昇じゃなくて下降願望みたいな。

下降ということは、自分が上にいると思えているということですよね。今は小説が社会的に認められていますけれど、小説を書く人間ってどうもみんなだめなんですよ。ちょっとしばらくやってみて分かりましたけれど、ほとんど全員だめだから（笑）。

——いいんですか、そんなことを言って（笑）。

別に人格的に崩壊しているということではないですが、何かどうしてもだめなところがあるんです。自分にももちろん壊れているところがあるので、そういう意味でやつし願望はないです。やつす必要はないというのが実感です。

——俳句をしておられますが、俳句を始めたきっかけは？

最初私がデビューしたパスカル短篇文学新人賞というのは、ネットで応募するもので、その選考委員の1人の小林恭二さんが「ASAHI ネット」というところ

で句会をやっていたんです。筒井康隆さんも選考委員だったのですが、筒井さんも参加していってました。俳句は古くさくてつまらないものと思っていたら、全然そうじゃない。美しい短い詩みたいなものだと知りました。

——小説を書くことと俳句を作ることというのはバランスがいいんですか。

俳句を作っていることが小説に影響していると思います。俳句は言葉が少ないから読者に委ねるもの。それから季語というものがあり、季語の中にはいろいろな背景があって、ひとつの言葉がたくさんのことを表せるということが俳句で分かりました。私の小説が説明的でないのはたぶんそのためだと思う。そんなに説明しなくても、読者の方は自分が思うよりずっと余白とか語句を読んでくださるんだというのが、俳句をやることで信頼できるようになりました。

——これまでに弁護士と接触したことはあるかということと、弁護士を利用する側として弁護士に望むことを教えていただけますか。

私自身は、著作権の問題についてと、ストーカー被害について相談しました。思うのは、まず最初の一步をどうやって踏み出したらいいかというのが難しい。例えば、どこに行ったらいいとか、料金のしくみも心配で、相談しづらい。そういうことが解決されて、これなら自分でも相談できそう、大丈夫かと思えたら、みんな喜んで利用すると思う。そこをどうやって広報していくかを是非お願いしたいと思います。

プロフィール かわかみ・ひろみ

作家、俳人。東京都出身。1994年「神様」（中央公論社）でデビューした後、「蛇を踏む」（芥川賞受賞 文芸春秋）、「溺れる」（伊藤整文学賞受賞 同）、「センセイの鞆」（平凡社）、「ニシノキヒコの恋と冒険」（新潮社）、「古道具 中野商店」（同）、「真鶴」（文芸春秋）、「七夜物語」（朝日新聞出版）、「猫を拾いに」（マガジンハウス）など多数の作品を発表。小説のほかにも、評論、随筆、対談集も数多くあり。現在、芥川賞、谷崎潤一郎賞、三島由紀夫賞の選考委員。「ウェブ平凡」にて「東京日記」を連載中（<http://webheibon.jp/>）。

ツタエル～被災地から霞が関へ～

「ツタエル」企画プロジェクトチーム事務局長 川村 百合 (49 期)

1 はじめに

東京弁護士会は、2014年7月14日から30日までの2週間強にわたり、弁護士会館1階ロビーを使って、石巻の高校生写真家千葉拓人さん（現在18歳）の写真展「ツタエル～被災地から霞が関へ～」を開催しました。千葉さんは、震災の記憶と教訓を伝える使命を感じて、10万点にも及ぶ写真を撮りためている高校生です。

弁護士会館1階ロビーを一般に開放して何らかの展示をするのは、初めての試みです。

今回、会館での写真展開催を思いついたのは、日頃、被災地から離れた東京での震災の記憶の風化を懸念していたところ、千葉さんの写真のことを知り、弁護士会館において開催すれば、日本の司法と行政を掌る霞が関の「住民」に、被災地の「今」を知ってもらえるのではないかと思ったからです。

2011年3月11日、霞が関にも激震が襲いました。帰宅難民となった弁護士や弁護士会職員が、会館で不安な一夜を過ごしました。その後の小売店での食糧不足や節電などを経験し、当時は霞が関の住民にとっても、震災は決して他人事ではありませんでした。

しかし、「あの日」から3年半を経た今、霞が関の住民の意識はどうでしょうか？ 当時の生々しい記憶は薄れ、また、マスコミを通じた被災地の映像もめっきり減り、とすると被災地の記憶は遠くなりがちです。

ですが、現実には、被災地の復興は遅々として進まず、今でも仮設住宅暮らしなどで、「生きる権利」が脅かされている人々がたくさんいます。



千葉拓人さん写真展「ツタエル～被災地から霞が関へ～」

決して「あの日」の記憶を風化させてはいけない。我々は、被災地住民の意思が反映された復興とはどうあるべきなのかということを、考え続けなければならない。

——これが本企画の趣旨です。

2 写真展

来場者は、概数で1600人に達しました。霞が関の官僚も来場してくれました。ある日、新聞記者が取材してくれたところ、「役所内では、もう10年以上前のことのような雰囲気だ。こういうのを見ると複雑な気持ちになる」というコメントがあったといいます。

また、初日には、根本匠復興大臣や当会会員でもあった（現在は岩手弁護士会）階猛衆議院議員も来場されました。

写真から何を感じ取ったか、それは人それぞれでしょう。被写体となっているのは、地元石巻の人々にとって、それぞれに思い出のある場所です。それが津波で破壊され、変わり果てた姿を残しています。しかし、そこで生きていかな

ければならない地元の人々の現実の生活。仮設住宅に住む子どもたちが見せてくれる笑顔。この笑顔の底に隠された思いはどのようなものなのでしょうか？

3 トークライブ

写真展最終日にはトークライブを行いました。第1部「思い出し、そして、知る」、第2部「知って、そして、想像する」、第3部「想像して、そして、備える」という3部構成です。

第1部は、陸前高田で被災し、逃げる判断が遅れば津波にのまれていたであろうという釘子明さんの講演。釘子さんは、震災当時はホテルマンでしたが、震災後「語り部」として活動しておられます。避難所の自主運営に携わった経験から、「避難所の安全を自分たちで考えることが、愛する人、大切な人を守ることになる。それが今回の震災で亡くなった人々への一番の供養になる」と説かれました。



釘子明さんの講演

第2部前半は、千葉さんの写真展「ツタエル」を各地で主催しており、本企画に企画協力という形で参加してくれた一般社団法人キッズ・メディア・ステーション代表理事の太田倫子さんと千葉さんとのトーク。千葉さんが今回の展示写真の一枚一枚について、そこに込められた想いを語ってくれました。「瓦礫」が積み上げられた写真について、「『瓦礫』という言葉は嫌い。『瓦礫』の山は自分たちの

『思い出』が詰まったものである」として、「思い出の山」と表現していたのが印象的です。



野田祐機さんの講演

第2部後半は、公益社団法人助けあいジャパン代表理事の野田祐機さんの講演。東日本大震災の後、防災には、国や自治体だけではなく、民間の力も必要ということが明らかになったという分析がされました。そして、日本全国に横のネットワークを作っていくことが必要で、若い世代が、それを試み始めているという紹介があり、野田さんに続き、「きっかけバス47」の活動をした白井宏美さんが、活動の様子を話してくれました。これは、47都道府県から1700人を越える学生たちが、バスで被災地に行くという活動ですが、次の災害が起きたときに共助の中心となる人材を育成することが目標の活動だということです。



田中美咲さんの講演

第3部は、「防災ガール★」代表の田中美咲さんの講演。若い女性が目防災を考える活動をしています。来るべき災害に備えて、若者の防災意識を高めていくことが重要との問題意識から、日頃、若者向けに行っているプレゼンテーション方法を紹介してくれました。

4 ミニコンサート

第1部と第2部の間、お昼休みには、アンサンブル・フォウ・ユウによる生演奏に聴き入りました。

アンサンブル・フォウ・ユウは、「フォウ・ユウ＝法友」が示すとおり東弁の会派から始まった楽団ですが、今では、一弁・二弁会員の他、裁判所関係者（裁判官・書記官等）をもメンバーに擁する、法曹関係者から成る一大オーケストラです。その演奏を一度聴いた者は、そのレベルの高さに驚くこと間違いなし！今回は、心に染み入るクラシック音楽の他、「花は咲く」を演奏してくれました。「花は咲く」では、演奏に合わせて会場が一体となって合唱しました。



アンサンブル・フォウ・ユウの演奏

5 被災地物産品即売会

写真展初日と最終日には、被災地の物産品の即売会も行いました。海産物や日本酒の他、仮設住宅に住む女性たちが収入を得るために作った刺し子の小物など、多数の



被災地の物産品即売会

品が販売されました。会員の協力により、かなりの売り上げがあったと販売業者も喜んでくれました。

6 おわりに

広報に努力した甲斐あって、市民の参加者が多かったのですが、残念なのは、防災を考えるトークライブに弁護士参加者が多くなかったことです。

でも、会員のみなさん、来るべき大災害への備えは十分でしょうか？自分の自宅と職場と、それぞれの地域で、避難所の装備や備蓄内容・備蓄量について把握していますか？実は、私は全く把握していないということに、釘子さんのお話を聴いて気づかされました。

なお、この企画を実現するために、会長直轄のプロジェクトチームが編成され、チーム員22人が本企画の遂行に当たりました。企画運営の中心は、企画部会長の小野田峻会員が担い、広報部会長の田島正広会員が、自治体の後援を取り付けたり、東弁初の公式Facebookページを開設したりするなど、新しい試みで果敢に攻めました。そして、短期決戦の本プロジェクトチームの性質上、「全員野球」を目指し、炎天下での街頭チラシ配布を実施したことなどが、本企画を成功に導いたと思います。全員の名前を記すことはできませんが、ここにチーム員と東弁事務局の皆様へ謝意を表します。

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

業務課と領域拡大と若手支援、そして、魅力と活力へ ～常議員会で承認され会員サポートがスタート～



副会長 松田 純一 (45期)

業務課が、7月22日常議員会で承認可決され、いよいよスタートしました。約10年ぶりの新設課です。6階西側に、オックスフォードブルーの色鮮やかに表示プレートも掲げられ、気鋭の担当職員6名元気に執務を開始しました(66頁参照)。

所管は、①弁護士活動領域拡大推進本部、②若手会員総合支援センター、③新進会員活動委員会、④弁護士研修センター、⑤弁護士業務妨害対策センター、⑥弁護士倫理、⑦弁護士業務改革、⑧中小企業法律支援センター、⑨法律事務職員研修などです。

これらが一体化したのは、「会員サポート」という役割を組織「横断的」に「連携」活性化させて、その機能をしっかり果たすためです。この連携が問題点の気づきと解決策を提示してくれるものと期待しています。

新設された上記①②については、その連結器としての期待が大きいところです。

①弁護士活動領域拡大推進本部も、7月22日の常議員会で設立を承認されたものですが、今後50期代、60期代を中心とした若いリーダーが斬新なアイデアと馬力でぐんぐん牽引してくれるはず。現在いろいろなアイデアが寄せられています。⑦情報インフラを構築して、活動領域全般に関する情報収集、調査をしながら発信を継続する、④若手弁護士が、企業、行政機関の内部で試験的に働いてみる「お試し」制度と、その後の戻る受け皿の整備、そしてその体験の発信、⑨海外案件への挑戦、一気に渉外案件にトライする手前で、在日外国人(例えば、ブラジル人もフィリピン人も20万人は下らない)

のケア需要の確認、①弁護士政治連盟の経験も加味しながら、身近な23区の議員をも意識した需要の調査などのアイデアは、法曹養成制度改革実現協議会の領域拡大部会(部会長山本昌平会員)で議論されていたものですが、今般、会員の皆様からもどんどんアイデアをお寄せいただき豊かな内容にして参りたいと存じます。

②若手会員総合支援センターについては、従前より新進会員活動委員会が若手の実態をアンケート調査したり、地方単位会(福岡県、仙台、そして、本年11月には京都)と交流してお互いの課題を確認しながら発信してくれています。

これに加えて、研修(業務、倫理)、会員サポート窓口相談、業務妨害に対する支援、執務環境の課題、開業・就業支援などが、できるだけワンストップで行われることで頼りがいのある魅力ある東弁となると思われます。

開業・就業(リクルート)支援は、早期の独立支援に加えて、今後は対象を企業・行政にも広げて検討する必要がある。市民相談窓口と倫理研修の連動、ビジネスマナーの研修化、もし存在するならばブラック事務所?からの救済なども検討テーマになりはしないか。これも会員の皆様から広くご意見をお寄せいただきたいと存じます。

これらの諸活動が相互に連動して、新規登録者もぜひ東弁に入りたい!と思う魅力醸成の一助となるようにご参加いただく委員の皆さんと理事者、職員、嘱託弁護士が一体となって頑張りますので、ご支援宜しくお願い申し上げます。

弁護士会の国際化と弁護士の国際化

副会長 栗林 勉 (45期)

国際活動に関する当会の活動としては、国際委員会、外国人の権利に関する委員会、ハーグ条約対応弁護士紹介制度検討協議会などがあります。一方で個人の生活やビジネスの面における国際化の進展は著しいものがありますので、会員の英語力向上を図るとともに、人権擁護およびビジネスのサポートの両面で当会の活動もより国際化を図っていかねばなりません。当会と

しては、本年11月から英語による研修講座を連続して行うとともに、若手弁護士向けにIBA総会参加者への補助金の支給や海外留学支援の制度を設ける予定です。また、国際的観点からの人権擁護活動、中小企業の海外展開へのサポートなどをより積極的に行い、弁護士会の国際化と国際活動にかかわる弁護士の取り組みを支援する体制を整えていきたいと考えております。

立会弁護士のご案内

副会長 富永 忠祐 (46 期)

当会は、非血縁者間の骨髄又は末梢血幹細胞の移植に伴う骨髄等提供の最終同意に際し、骨髄等移植の適正かつ円滑な実施に資することを目的として骨髄等提供同意立会弁護士派遣センターを設置し、最終同意の立会弁護士を派遣しています。骨髄等の提供はドナーの自由意思によるものですから、本来、いつでも辞退できますが、最終同意書に署名捺印した後は同意を撤回することができません。最終同意がされると、患

者側は、移植が受けられることを前提に処置を始めるからです。従って、最終同意にはとても重要な意味があり、立会弁護士は、医師等が十分な説明を行い、ドナー本人と家族が理解しているか、骨髄等の提供が自発的意思によるものかを確認するために同席します。昨年度は556件の派遣依頼があり、現在、約190名の会員が立会弁護士として登録しています。

「業務課」スタート ― 名前は地味ですが

副会長 船木 秀信 (42 期)

7月22日の常議員会で設置が承認された「業務課」が9月1日スタートしました(66頁参照)。業務改革関係、研修関係の各委員会、新進会員活動委員会の各担当に加え、同じく9月1日スタートの「若手会員総合支援センター」、「弁護士活動領域拡大推進本部」を担当する文字通り会員の業務支援を主な業務内容とする部署です。名前は地味ですが、大きな可能性を秘めています。6階事務局の裁判所側入口から入って

右奥、司法調査課の隣にブースを設けています。

これに先立ち8月1日付で職員の人事異動が行われ、あわせて、新人職員の方3名が入局されました。また、広報課が、7階の人事・情報システム課と同じ部屋に移りました。情報システムのノウハウと広報のウェブサイトとのコラボを図ろうとするものです。

あわただしく8月が過ぎ、いよいよ実りの秋が始まります。

弁連大会

副会長 柴垣 明彦 (44 期)

みなさん、こんにちは。東弁の副会長は、各地域の弁連大会に2名ずつ参加をしています。私は7月に東北弁連(仙台)と北海道弁連(札幌)に参加しました。それぞれの大会の午前中のシンポジウムは、震災対応・法教育と地域性もあり大変参考になります。9月は関弁連(つくば市)があり、10月に入ると中部弁連(金沢)と九州弁連(鹿児島)に参加することになります。

どのようなテーマのシンポジウムが組まれているのか、今から楽しみです。

9月は司法試験の合格発表があります。どの程度の合格者が発表されるのか注目されます。その数によっては人口問題が再燃し、さらには法科大学院や予備試験の問題がクローズアップされるかもしれません。議論の秋の到来?

図書館を利用しやすくするための取組み

副会長 彦坂 浩一 (44 期)

弁護士会の図書館は、毎年8月に1週間程休館をして、蔵書を整理したり、書架を整備したり、設備の工事などを行っています。

図書館の利用者数が増加しており、閲覧席が利用しにくいとの声が寄せられていました。そこで、今年の夏は、大きな閲覧机を4つに仕切る工事を行い、個別閲覧スペースに改造しました。6台の机に仕切り工事を行いましたので、合計24人分の個別閲覧スペースが

増設になりました(65頁参照)。

今後もより利用しやすい図書館にするために取り組んでいきたいと思っています。

また、図書館のことではありませんが、4階会員室内に執務スペースがあります。執務スペース利用の際にこんな本が手元にあったら便利という本がありますでしょうか。リクエストが多ければ書籍コーナーの設置も検討したいと考えています。



2014年度 夏期合同研究

7月14日、弁護士会館において、2014年度夏期合同研究が開催された。19の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ640名、全体討議はのべ349名が参加した。

*表紙裏にカラー写真掲載

第1分科会

債権法改正の解説

法制委員会副委員長 岩田 修一 (57期)



当分科会では、法制委員会主催で、法制審議会での議論が大詰めを迎えている債権法改正に関して、重要論点を中心にこれまでの議論の状況と今後の趨勢に関して解説を行った。

テーマとして、公序良俗・錯誤（木村真理子副委員長）、消滅時効（廣畑牧人委員）、約款（稲村晃伸委員）、詐害行為取消権（小松達成委員）、保証その他（岩田）を取り上げて概要を解説した上で、それぞれのテーマにつき法制審議会幹事の高須順一委員にコメントを頂くという流れで

実施した。

今回取り上げた項目はいずれも、重要論点であるだけでなく、議論の中で変遷を重ねようやく内容が確定したものや、各種団体からの反対が強いため成立は見送られるかもしれないが今後の立法等につながりうるものであり、議論の最先端を垣間見ていただけたものと考えている。

法制委員会では今後も研修を開催し、より多くの弁護士に債権法改正への理解を深めていただけるように活動していく所存である。

第2分科会

最新速報！ケースからみるハーグ条約の実務

外国人の権利に関する委員会委員 高山 由起 (65期)



大谷美紀子会員と橘高真佐美会員から、ハーグ条約に関する基本事項や相談を受ける際の留意点、ハーグ条約発効後の状況について説明がなされた。

条約が日本で発効した2014年4月1日から2014年7月3日までに外務省が受けた援助申請の件数は、返還事例3件（アウトゴーイングケース2件とインカミングケース1件）、面会交流案件は29件（アウトゴーイングケース10件とインカミングケース19件）。発効初年度の特徴として、留置案件では条約適用の有無に関する判断が難しいことが

挙げられ、不法な留置になった時点に関する諸外国判例調査の重要性も指摘された。インカミングケースでは、LBP（Left Behind Parent）に現地の代理人が就いていないケースが多いこと、ADRが利用される傾向も見られること、当事者の国籍の多様性なども指摘された。

始まったばかりの制度を利用しやすいものにするための積極的な提言も重要になってきそうだ。

第3分科会

強制徴収公債権の回収における弁護士の役割 ～催告・納付相談業務にかかる弁護士の関与について～

自治体等法務研究部部員 木下 貴博 (54 期)



第3分科会では、まず、第1部において、当研究部が都内23区・26市を対象に行った国保料（税）、住民税の滞納状況、回収に関する具体的取組みに関するアンケート結果の報告を原田泰孝部員より行い、第2部では、強制徴収公債権の回収における弁護士の役割につき、西尾政行部長より報告を行った。

さらに第3部のパネルディスカッションでは、パネラーに足立区学校教育委員会教職員課長川原井隆之氏、江戸川区総務部納税課特別整理係主査加茂信夫氏、辻崇成会員をお招きし、当研究部須田徹前部長を交え、中村英示事務局

長がコーディネーターとなり、前記アンケート結果をもとに強制徴収公債権の弁護士委託の可能性について議論を行った。

本分科会には東弁会員の他、自治体職員も多数参加され、質疑応答でも活発な意見交換がなされた。また、会終了後の当研究部によるアンケートでは、本分科会のテーマについてもっと詳しく聞いてみたい（例えば、既に行っている非強制徴収公債権の回収受託に関し、その効果の具体的な内容を聞きたい、など）、といった意見が寄せられ、関心の高さがうかがわれた。

第4分科会

裁判員裁判事件の控訴審における弁護活動

裁判員制度センター研修員 樋口 智紀 (66 期)



本分科会では、実際に裁判員裁判の弁護人を務めた坂根真也会員、前田領会員を講師として招き、お話を伺った。

裁判員裁判事件について、裁判官裁判事件と比較し、控訴審における破棄率は非常に低いという事実の報告の後、従前出された控訴審における破棄判決について、事実誤認破棄、量刑不当破棄など、破棄類型ごとの解説をして頂いた。

続いて控訴審での弁護活動について講義があり、特に事実誤認破棄について、控訴審では、新たな証拠が採用され

る可能性は低いことから、第一審判決が採用する経験則・論理則を如何に論難するか、という点が非常に重要であるとの指摘がなされた。

さらに、講師と参加者の間で意見交換が行われ、第一審弁護人との情報交換の必要性、公判前整理手続での訴訟当事者及び裁判所の具体的なやり取りの記録化について、活発な議論がなされた。

実経験に基づく情報が数多く寄せられ、貴重な知見を得られる有意義な分科会となった。

第5分科会

東京弁護士会と海外の弁護士会との友好協定の現状と展望

国際委員会委員 三坂 和也 (64 期)



須藤正彦会員（元最高裁判事）ら20名が参加し、白熱した議論が行われた。

本会は世界大都市弁護士会リーダー会議の創設メンバーであり、現在、同会議においては、約20カ国の大都市の弁護士会が集い、定期的に有意義な意見交換をしている。また、本会は、シカゴ、パリ、香港の各弁護士会と友好協定を締結し、共催セミナーを開催する等している。これらの友好協定締結先等との関係において、本会の理事者を含め、国内のみならず海外で開催される会議や式典にも多数

のメンバーが出席して交流を深めることの重要性が確認された。

上記以外の弁護士会と友好協定を締結することや国際法曹協会（IBA）等の海外法曹団体との連携についても話が及び、議論は尽きなかった。本会がいかにして海外法曹団体との連携を深め、本会の情報発信をし、海外の情報を本会会員に伝達させるかについて、有意義な意見交換ができた上、一定程度の方向性を見出した実り多い夏期合研であった。

第6分科会

危機にある法科大学院教育と実務への架橋の課題

法曹養成センター副委員長 大門 誉幸 (64 期)

過渡期にある法曹養成制度について、当センター外からもゲストをお招きして、様々な角度から有意義な発表が行われた。

「法科大学院における実務教育の実情と課題」のパートでは、遠藤美光委員（千葉大学法科大学院教授）から、法科大学院発足当時から学生の気質が変化していることを受けて教員の指導方法も変容を迫られている現状、酒井圭委員（成蹊大学法科大学院非常勤講師）からは模擬裁判の受講者数減少への対策等、大変興味深いお話があった。

続いて、66期の池田美奈子委員・永井太丸委員から、

自身が法科大学院で受けた実務教育の内容等についてご発表いただき、規模は違えど、各法科大学院が実務教育に熱心に取り組んでいることが再確認された。

この他、法科大学院在学中に予備試験に合格し現在司法修習中の修習生の方から諸実感をお伺いしたり、司法研修所の民弁・刑弁教官より、今年から実務修習の効果向上を目指して始まる導入的修習の概要についてお話をいただいた。

ご来場者から、法科大学院において期待される実務教育の内容等に関する活発な質問も出て、内容の濃い充実した分科会となった。



第7分科会

弁護士の情報提供によって裁判官が再任拒否される制度の存在～より良い裁判官を選び育てるために～

裁判官選考検討委員会事務局長 小林 ゆか (49 期)

二弁から、下級裁判官指名諮問委員会東京地域委員会の前委員であった山岸良太弁護士（二弁前会長）を招き、同弁護士によって裁判官に関する外部情報提供制度の仕組みや、全国8箇所にある地域委員会の役割、東京地域委員会の実情、本制度の有用性と今後の課題等に関し基調報告が行われ、後に、会場ディスカッションが行われた。

基調報告では、本制度が最高裁規則に基づいており、弁護士会は地域委員会から裁判官情報の提供を要請されていることが説明され、課題として、東京三会からの情報提供

数が少ないことが指摘された。

会場ディスカッションでは、多忙な中裁判官情報提供の報告書を提出しても影響が不明なので動機付けが生まれにくい、一方、少ないからこそ提出する場合は目立つ、などの意見が寄せられた。

当委員会としては、情報提供した弁護士に対し情報提供による不利益がないことを含め、裁判官の外部情報提供制度の周知に努めるべき必要性があることを再認識させられた。



第8分科会

再審開始決定！ ～「袴田事件」から学ぶ粘りの刑事弁護

人権擁護委員会再審部会長 鈴木 貴子 (62 期)

当分科会では、逮捕から実に48年を経て今年3月再審開始決定を勝ち取った袴田巖さんの弁護団から、弁護団長の西嶋勝彦会員と団員の加藤英典弁護士（埼玉弁護士会）を迎えて、ご講演いただいた。

再審開始決定に至るまでの事実経過、いかにして開始決定が出されたのか、決定までに長きを要した事情、捜査機関による証拠の隠蔽やねつ造の問題、再審請求審での証拠開示の状況、DNA鑑定という新技術がもたらした影響等についてご報告いただいた。

質疑・討論の時間には、活発に質問や意見が出され、捜査段階での弁護活動の問題点、弁護団と支援者との関係、予断を許さない即時抗告審の状況等に関し、興味深いお話をうかがった。

誤判を生じさせないための弁護活動の在り方や、弁護士として再審請求事件に関わる意義、またどのように関わっていくべきかについて考える非常に貴重な機会となった。

一刻も早く再審開始決定が確定し、袴田さんに無罪判決が出されることを祈りたい。



第9分科会

解体・リノベーションとアスベスト飛散対策

公害・環境特別委員会委員 安井 綾 (56期)



当委員会では、環境省水・大気環境局大気環境課の渡辺謙一氏を講師としてお招きし、2014年6月に施行された改正大気汚染防止法におけるアスベスト飛散対策について研究を行った。

2006年に施行された改正労働安全衛生法によりアスベストを含有する製品の製造は現在禁止されているが、解体工事の対象となる古い建築物には耐火被覆等として現在もアスベストが使用されている例が多い。除去には高額のコストがかかる上、発注者が施工業者に対し、低額、短期間で

解体作業を行うよう圧力をかけることも少なくなく、無責任な解体工事によってアスベストを飛散させてしまう傾向があるとの指摘がされている。

研究会においては、現行の届出制度に加えて、アスベスト対策の必要性を判断する者の能力を担保する制度や、請負契約締結時においてアスベスト対策費用を適切に見積もるための制度の必要性等について意見が出され、活発な議論が行われた。

第10分科会

死刑問題を考える

～教誨師から見た死刑受刑者～

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



今回は、本年1月に出版された『教誨師』の著者である堀川恵子氏をお呼びして、約50年もの間教誨師の職にあり続けた浄土真宗の僧侶渡邊普相氏の取材内容等を生々しく伺った。

堀川氏は死刑問題に関する現状を「危ういもの」と表現し、観念的に死刑問題を捉えずに、この問題について具体的な手触りを探し続けている。こうした見地から、永山事件の担当調査官に取材し、「永山基準」の本来の意味は死刑判決を考慮するにあたっては少なくとも9要素を検討しなけれ

ばならないということであり、この基準に該当することが死刑判決を肯定するものではないことを明らかにした。更に渡邊氏の取材を通じて、死刑囚が余罪を告白し、その余罪が新聞記事等で確認できたこと、更には、その余罪で他の第三者が逮捕された事案があること、死刑囚の日常生活、死刑執行の凄惨な現場の状況などを話していただいた。死刑問題の現実を見据えた講演であった。

第11分科会

司法分野、とくに弁護士会における男女共同参画推進の今とこれから

両性の平等に関する委員会研修員 小野山 静 (66期)



男女共同参画推進本部からの呼びかけを受け、両性の平等に関する委員会との共催で実施した企画である。

第1部では内閣府男女共同参画局長である佐村知子氏による基調講演、第2部ではJSR株式会社人材開発部の安藤科容子氏、湊信明会員、富澤伸江会員、佐村氏によるパネルディスカッションを行った。

佐村氏は、女性の活躍推進は、単なる福利厚生等の一環ではなく、競争優位を築くための人材活用戦略という積極的な意味合いを持つものであり、経営効果につながっていると解説した。安藤氏は企業（化学メーカー）におけるダイバーシティ施策において、キャリアの継続の視点、女性の自己有

用感の醸成や男性の中間管理職の意識改革が必要であることを指摘した。湊会員は、法律事務所の経営者の立場で、女性弁護士の採用は事務所の業務の幅を広げ、事務所基盤を強くするとの考えを述べ、女性弁護士の採用が敬遠されることへの疑問を提示した。4人の子どもがいる富澤会員からは、産休・育休中及び復帰後に必要な経済面、生活面、業務上の支援などについて具体的なエピソードを交えながら当事者の視点が示された。弁護士会において、会費免除等の制度がどの程度浸透しているのか、さらなる支援が必要ではないのかなど、今後も継続して議論していくことが必要だと感じた。

第12分科会

弁護士に対する業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局長 服部 毅 (60期)



当委員会では、湊信明委員長が、業務妨害事例を離婚事件に関わる業務妨害、刑事弁護に関わる業務妨害、依頼者からの業務妨害、企業法務に関わる業務妨害という類型毎に整理し、教訓と対策について紹介した。

具体的には、当委員会が発行した弁護士業務妨害対策ハンドブックを参照しながら、離婚・刑事・企業法務といった日常的事案で凶悪事件が多数発生している現実を知ること、業務妨害は自分には無関係と考えるのではなく、自分にもいつ起きてもおかしくないと意識改革を行った上

で、事務所を常時施錠するなどのセキュリティ対策を行うことが必要であることや、DV等危険が察知される事件を受任するときは、複数受任・複数対応が基本であることなどが強調された。

最後に、業務妨害に屈することなく、みんなで支え合うことが重要であるとして、業務妨害を受けて悩んだり危険を感じたりしたら、一人で抱え込まずに当委員会に支援要請を行うよう出席した会員に呼びかけた。

第13分科会

相続事件と税務

税務特別委員会委員長 原口 昌之 (52期)



当委員会では、菅原真理子副委員長より、「相続事件と税務」というテーマの講演をしていただいた。弁護士として、相続事件において押さえておかねばいけない税務のポイントが、実践的観点から分かりやすく解説された。

講演会の冒頭では、弁護士が税務問題を考える場合、ややもすると細かな論点に振り回され、税務手続きの全体像の把握を怠りがちであることが指摘された。「木を見て森を見ず」とならないため、相続税以外の税目も含めた相続に関する税務手続きの全体像を理解した上で、個々の問題を

処理していくことの大切さが説かれた。

続いて、相続税に係る納税義務者、課税物件、税額の計算方法、遺産の評価、申告及び納付という基本的な知識について、相続手続きの中での位置づけを意識した説明がなされた。また、相続放棄、限定承認、遺産分割、遺言など個別問題に関する税務の解説もなされた。

当分科会は、多くの会員の方々で埋め尽くされ、活況を呈するとともに非常に有意義なものであった。

第14分科会

平和憲法はようになる？ どうする？

～今、若い世代とともに語り合おう

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28期)



30名の参加で、憲法を巡る情勢、とりわけ集団的自衛権行使容認閣議決定や、中国や北朝鮮脅威論等について、率直に語り合った。

- * 閣議決定に反対の意見を弁護士会が出すこと自体に反対の若手会員もいる。
- * 立憲主義の観点から閣議決定で憲法の解釈を変えることは問題だとする意見は多いが、集団的自衛権そのものを批判することについては異論を述べる若手もいる。
- * 沖縄基地の負担を軽減するためにも日米安保条約の片面性は変更されるべきでは。

- * 中国脅威論や安全保障環境の変化などはためにする誇張であり、その原因は日本側にもあるという批判もある。
 - * 集団的自衛権の行使は所詮はアメリカの片棒を担ぐ傭兵、下請の役割を果たさせられるだけだ。
 - * 財界や一部政界から戦争待望論さえ出ている、武器輸出三原則の変更も根は同じだ。
- 等の意見が交わされ、最後に若手会員から、国民に対しても若者に対しても、集団的自衛権を行使したらどうなるのか、リアルに語ることに、イメージ戦略が大事ではないかと提起され、弁護士会でもそのような活動を目指すべきことが確認された。

第15分科会

多摩支部本会化に向けて
～三会に訊く！

多摩支部多摩地域司法計画策定委員会委員 中村 一郎 (49 期)



夏期合同研究第15分科会は「多摩支部本会化に向けて～三会に訊く！」を開催した。28名の参加を得た。

冒頭、高木一彦弁護士（二弁多摩支部）より、「多摩支部の準本会化」に向けての活動の到達点と今後の課題に関する基調報告があり、これを受けて、パネルディスカッションを行った。パネリストは、下谷収会員（東弁）、田中昭人弁護士（一弁）、井上寛弁護士（二弁）の3名で、いずれも多摩支部担当の現元副会長である。コーディネーターは筆者が務めた。

各会のこれまでの本会化に向けた活動を踏まえ、①支部会員資格の制限と強制加入、②三会多摩支部の合同支部または合同委員会の設置、③財政の決裁権の拡大、④評議員会の設置などについて、各会での議論状況・方向性などが論じられた。最後に、参加者一同で本会化に向けた宣言を採択した。

「準本会化」の課題のうち早期実現が可能なものが見えてきて、今後の活動に大いに参考になった。

第16分科会

金銭執行の実務と課題

民事訴訟問題等特別委員会委員長 脇谷 英夫 (51 期)



民事訴訟問題等特別委員会（第16分科会）は、「金銭執行の実務と課題」と題して債権執行を中心とした報告を行った。

大神深雪会員からは、売掛先の推測方法や預貯金口座の所在の推測方法並びに税金を天引きして支払うべき債務について強制執行を受ける場合に生じる問題点などについて報告がなされた。

また、証券会社の企業内弁護士である堀真知子会員からは、弁護士会照会を受ける側の考え方や執行に関する有益

な情報が入手できる書面の紹介や投資家の証券会社に対する請求権を「差押債権目録」に記載する場合の取引の実情に即した法律構成について報告がなされた。

さらに、望月崇司会員からは、外国人に対する送達に関する対応方法や仮執行宣言付認容判決を受けた場合について被告代理人が留意すべき事項などについて報告がなされた。

当日は48人もの会員が参加し、途中退席をすることもなく最後まで文献にない情報について真剣に耳を傾けていた。

第17分科会

帰ってきた労働審判
～不更新条項のある有期契約の雇止め事例を参考に～

労働法制特別委員会委員 大原 武彦 (65 期)



当委員会では、労働審判における弁護士の役割の再確認をテーマに分科会を実施した。労働審判は、短期日で解決を求める手続のため、代理人弁護士の労働法の知識と事前の準備活動が重要となるが、最近、裁判所から、代理人に対する厳しい指摘がなされている。

分科会は2部構成で実施し、第1部では、労働審判委員会の事前評議の場面と第1回労働審判期日の場面の寸劇を行い、第2部では、現役の労働審判員である西志村卓氏をお招きし、多くの労働事件を手掛けてきた当委員会の徳住

堅治委員とともに、寸劇の論評を頂いた。寸劇では、提出書面やシナリオにあえて不適切な代理人活動を複数箇所設けてあり、両氏には、これらを巡って実務に則した注意点や改善点の御指摘を頂いた。

代理人・審判委員会双方の視点からの解説を通じて、労働審判への実践的な理解を深めることができ、大変有意義な分科会となった。

金利規制、総量規制の緩和の動きと、その背景

消費者問題特別委員会副委員長 木下 徹 (60 期)



現在自民党内で貸金業法の総量規制と金利規制緩和の動きがあり、また「カジノ解禁法案」が国会に提出されたため消費者問題特別委員会ではこの2テーマの講演と質疑を行った。

まず、静岡大学の鳥畑与一教授にはカジノ解禁法案の問題点について講演いただき、カジノの客は確率的に負ける構造にあり、その支出も巨額になりがちで、依存症の危険性も極めて高いことなど、カジノの危険性が明らかにされた。

次に、聖学院大学の木村裕二講師から貸金業法改正の経緯と成果が詳しく報告され、貸金業法改正により多重債務者、自殺者、破産者が激減したことが詳細に示され、同時に多重債務問題は解決途上であり金利規制や総量規制の緩和による多重債務問題の再燃の危険が指摘された。

最後に、当委員会の和田聖仁委員よりアベノミクス、および海外情勢を視野にいった両テーマの位置づけが説明された後に質疑が行われ、大変充実した内容の研究会となった。



全体討議 第1部

平和憲法の行方

～今、弁護士会のなすべきことは？

憲法問題対策センター委員 杉浦 ひとみ (51 期)

2014年7月1日安倍内閣は、戦後一貫してこれまでの内閣が「憲法第9条の下で許容されない」としてきた集団的自衛権の行使容認を閣議で決定した。2012年の自民党憲法改正草案の発表、昨年12月6日の特定秘密保護法の強行採決など立憲主義と「恒久平和主義」を謳う日本国憲法をゆるがすような政府のこの性急な動きに、私たち弁護士及び弁護士会は何をなすべきか。他方、弁護士も戦中・戦後・平成生まれと年代に幅があり、弁護士会が従前どおりの発想での取組でよいのかを考えるために若手の会員をパネリストに参加して貰い、全体討議を開催した。研究対象のみならず、研究主体にも意識を払った企画である。

基調報告①で、伊藤真会員が「政府の『憲法9条の下での許容される武力行使の要件』に関する憲法解釈変更の閣議決定が集団的自衛権の行使のみならず憲法の恒久平和主義の理念に与える重大な影響」について報告をした。閣議決定の内容について詳細に検討した上、決議後の安倍首相の記者会見についての分析も行った点で、弁護士が視野に入れるべきは机上の文書のみではないとの自覚を促した。

基調報告②は2012年に提出された自民党憲法改正草案について、東憲法問題対策センターで分析し作成した「会内討議資料」をもとに、菅芳郎会員が「自民党・憲法改正草案の分析～憲法9条解釈変更の先にあるもの」と題して報告。憲法の「基本理念の変容」として恒久平和の放棄（前文の書き換え・9条の改変）、基本的な人権尊重主義の空洞化（天赋人権思想の廃棄や公益及び公の秩序による人権の制限など）など大きな構造の変化が指摘され、安倍内閣の目指す先が浮き彫りにされた。

後半のシンポジウムは「平和憲法の行方～今、弁護士会のなすべきことは？」～それぞれの意見や世代の考え方を語り合おう～と題するパネル。パネラーは、48期の田島正広会員、63期の長谷川弥生会員と伊藤真会員。コーディネーターは伊井和彦副委員長。田島会員は「軍隊は普通の国も持っている。軍隊を持たないことにしたのは戦争の反省だった。戦前の失敗は、軍事力のコントロールができず、人の支配になってしまったこと。解釈改憲は手続きとしてダメだが、民主的コントロールの下、軍事力を持つことは間違いではない」と持論を展開。これに対し、伊藤会員は「軍事力の民主的コントロールは本当に可能か」との疑問を述べた。長谷川会員は「憲法問題、特に9条に関わる問題について、若手弁護士や若い層の市民と話すのは気まずい雰囲気がある」と語った。

最後に、リアリティーを共有する必要があるということから、戦争のイメージを尋ねた。長谷川会員は「自分の子どもに質問したら『食べるものが無くなること』と答えた。子どもたちは戦争に対する意識が希薄だと思った」と述べた。田島会員は「様々な場面に悲惨なもの」として例えば輸入の封鎖をあげ、戦争の多様なリアリティーを指摘した。最後に伊藤会員が「戦争は崇高とかきれいな事ではない、本当にむごく、悲惨で、正義などない。戦争で死ぬということがどういうことか、もっと知り、伝えることが肝心だ」「脅威論の煽りに乗せられず、きちんと理論を詰めることが大切だ」と強調した。

本討議は、会員の間で忌憚なく憲法問題を議論するきっかけとなったのではないだろうか。

第19分科会

意思決定支援って、なあに？

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 中川 卓 (65期)



赤沼康弘委員より、今年1月に批准された障害者権利条約12条が支援つき意思決定の定めを置くために、「自己決定権の尊重と本人保護の調和」の考えから発想転換する必要性如何と実務への影響について問題提起がされた。

その後、新潟大学の上山泰教授より「成年後見制度と意思決定支援」という題目でご講演を頂いた。

意思決定支援とは、意思決定を行うのは本人であって、支援者はそれを支える環境整備の役割を負うのみという仕組みであり、自己決定侵害性を有する介入は本人保護目的で

あっても必要最小限に留めるべきとする考え方であること、現在の成年後見制度は、障害者権利委員会から条約違反である旨勧告を受ける可能性が高いこと等が説明された。

また、日本法上の課題について立法・運用論上の改善策が検討され、取消権・代理権を謙抑的に行使する必要があること等が力説された。

最後に、実務上の諸問題について質疑応答が行われた。

条約が実務に与える影響が鮮明になり、実務上の対応についても示唆に富む充実した研修となった。



全体討議 第2部

「未来へつなぐ中小企業の絆」
～事業承継に対する多角的サポート

中小企業法律支援センター委員 梶 智史 (63期)

1 中小企業法律支援センター（以下、「中企センター」という）は、2014年度夏期合同研究全体討議において、「『未来へつなぐ中小企業の絆』事業承継に対する多角的サポート、弁護士のコンサルティング機能の強化とともに」と題して報告を行った。

中小企業診断士、税理士等、他土業の参加があったこともあり、会場はほぼ満席の状態であった。

第1部では、中小企業庁財務課課長の飯田健太氏、税理士の湊義和氏、中小企業診断士の青木公司氏、日本政策金融公庫東京中央支店・国民生活事業東京地区統轄の大和田桂則氏、堂野達之会員において事業承継の基礎知識についての基調講演を行った。5分ないし15分という短い講演となったが、各講師が有する専門的知見に基づき、重要と思われる点について解説した。

第2部においては、当委員会の田島正広副本部長をコーディネーター、東京商工会議所・東京都事業引継ぎ支援センター統括責任者の豊田太輔氏、大和田桂則氏、湊義和氏、青木公司氏、当委員会の土森俊秀事務局次長をパネリストとして、「事業承継支援に向けた連携構築～親族内承継、親族外承継・M&Aの勘所」と題したパネルディスカッションを行った。

また、事業承継において重要となるポイントをまとめ、資料として配付した。

2 中企センターは、中小企業が有する様々な経営上の悩みに寄り添いつつ、複雑化・高度化・専門化した相談内容にも

的確に対応できる体制を構築し、中小企業に特化した法的支援活動を行うことを目的に設立された機関であり、中小企業事業者からの相談を、配点担当の弁護士（コンシェルジュ）が聴取し、各分野に精通した案件担当弁護士を紹介するという紹介活動及び中小企業関連団体等との連携を構築するためのアウトリーチ活動を行う渉外活動を行っている。

事業承継はその遂行に際し、法的な論点のみならず、会計や税務、後継者の育成、資金調達、事業の引受先の選定など、多様な論点を含む。各論点は相互に密接に関連しており、それぞれを担当する専門家の緊密な連携が不可欠である。弁護士は、法律の専門家として、事業承継の全体を広く見渡すことのできる能力を有していることから、事業承継に向けた中小企業に対するコンサルティング機能を積極的に発揮していくことが期待されている。

また、中小企業の経営者の平均年齢は年々上昇しており、経営者の年齢が60歳を超える企業が半数を超えているなど、事業承継を円滑に遂行することが中小企業の抱える喫緊の課題と考えられる。

そのため、中企センターでは、上記弁護士の事業承継についてのコンサルティング機能に着目し、他土業・他団体の専門家による基調講演やパネルディスカッションなどを通じて、事業承継において弁護士に求められる役割を具体的に明らかにし、当会会員の今後の執務の参考に供するとともに、当会及び中企センターと他土業・他団体との緊密な連携構築を目指すべく、今回の全体討議における報告を行ったのである。

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第3回 多摩パブリック法律事務所

弁護士法人多摩パブリック法律事務所 西島 正 (30 期)

第3回は、多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）からの報告である。私は、2014年7月1日に井上章夫前所長から引き継いで所長になったばかりであるが、これまで、私自身も多摩支部会員として、開設以来、多摩パブの活動を見てきた。今回は、私自身が見てきた多摩パブや前所長から伝え聞いた活動びりを紹介し、少し抽象的ではあるが多摩パブの目指す姿について語りたい。



井上前所長(左)と西島所長(右)

1 多摩パブの活動

多摩パブは、2008年3月の開設から6年余りが経過した。東京にある各パブは、それぞれ主な役割が与えられているが、多摩パブの役割は、一言でいえば「多摩地域のための法的支援者」ともいうべきだろうか。東パブは「法的駆け込み寺」、北パブは「公的刑事弁護の担い手」、渋パブは「法曹養成」を主な役割としてきたようだが、多摩パブは、多摩地域における上記3パブの役割すべてを担うものと言える。

まず、「公的刑事弁護」の面では、事務所全員で、累計500件以上の刑事事件を担当し、所員のほとんどが複数の裁判員裁判事件を経験している。また、個別事件の弁護以外でも、支部の刑弁委員会に参加して、多摩地域の公的弁護制度の運営にも取り組む一方、定期的に多摩地域の法科大学院の研究者や学生と、実務上生じる具体的なテーマをめぐって意見交換をする研究会を開催し、支部刑事弁護委員会の主催する裁判員裁判経験交流会の中核を担っている。

また、「法的駆け込み寺」という点では、毎年、多摩地域の30市町村を始めとした自治体・公的機関を訪問し（通称、自治体回り）、不採算事件や困難事件を担う多摩パブの存在をアピールすることで、数多くの事件を担当させていただいた。

そして、「法曹養成」の面でも、地域の法科大学院からエクスターンを積極的に受け入れ、法科大学院からの要請で法律相談クリニックを開催するなどしてきた。

加えて、新人から入所した2名の所員が、退所した後も、多摩地域に留まって弁護士活動を続けており、地域の法曹を養成するという役割も果たしている。

これまでの多摩パブとしての活動の大きな特長は、以上のとおりである。

2 多摩パブの理想

所員は須らく、「多摩パブの役割を果たそう!」というような構えを持ってこうした活動に携わっているわけではなく、地域の弁護士が行う当然のものと考え、肩の力を抜いて自然体で取り組んでいる。

これまでの6年余りの間、多摩パブは、対外的にも、この活動の土台を作るために、多摩パブの存在をアピールする努力を続けてきた。自治体回りなどによって、地域の中で、多摩パブの認知度が上がって、土台はできつつあるが、未だ十分とはいえない。土台作りのための活動は、これからも地道に続けていきたい。ただ、私たちにとっては、最終的に、多摩パブが地域に溶け込み、当たり前存在となることが理想であり、それが肩の力の抜けた所員の感覚にも合うと思う。

そして、多摩パブだけでなく、弁護士という職業自体が地域に溶け込んだ存在になることこそが究極の理想である。そのためには、多摩パブは、地域の弁護士とともに歩むとともに、常に「地域住民のため」という目線で活動し、この先の課題に立ち向かっていきたい。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第40回 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の問題点

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

政府は、7月1日、集団的自衛権に関する閣議決定を行った。決定は、わが国を取り巻く安全保障環境の変容を理由に、「集団的自衛権行使は憲法上許されない」という、30年以上に亘って政府が維持し、守ってきた解釈を変えて、集団的自衛権行使を容認する方向へと大きく舵を切るものであり、憲法9条の恒久平和主義の根幹を揺るがす決定である。

すなわち、①「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民の権利を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること、という新3要件のもとに、集団的自衛権行使は憲法上許されるというのである。72年の政府見解で提示された3要件に「他国に対する武力攻撃が発生し」と付け加え、「急迫、不正の事態」という言葉を「明白な危険がある場合」と置き換えるだけで、従来の政府見解の論理に基づいているから許容されるというのである。しかし、そもそも72年見解は、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対し、国民の権利を守るため」であれば個別的自衛権行使は容認される、しかし、「他国防衛にあたる集団的自衛権行使は許されない」としたのである。今回の閣議決定は、この見解のごく一部の文言を修正するだけで正反対の結論を導いており、憲法解釈として到底許されない。そのうえ、閣議決定に対する想定問答集によると、上記新3要件を満たせば国連の集団安全保障措置に参加して武力行使することも許されると説明されており、

自衛隊の海外での武力行使に何らの歯止めもかけられていない。

結局、今回の閣議決定は、自衛のための必要最小限度の防衛力を持ち、専守防衛に徹する「戦争しない国」日本の防衛政策の根幹を変え、海外での武力行使に大きく途を開くものである。

重要なことは、集団的自衛権を行使して相手方を攻撃すれば、当然にわが国は戦争の当事者となって反撃を受け、これにより国民の生命、財産、自由が根底から覆されることになる点である。海岸線に54基もの原発を保有するわが国は、原発にミサイル攻撃を受けるだけで壊滅的被害を被るほか、広く国民が戦争被害を被ることは言うまでもない。また、集団的自衛権行使の容認により抑止力を高めると言われるが、抑止力の強化によっては戦争を防げず、却って緊張を招くことは先の大戦を顧みるまでもない。アジア太平洋地域の多くの人々の尊い命を犠牲にした太平洋戦争の惨禍に対する真摯な反省の上に、武力によらない平和の達成を目指してきたわが国が憲法9条を空文化して再び戦争をする国となり、多くの国民が再び戦争の惨禍に見舞われることだけは何としても避けなければならない。

今回の閣議決定は、憲法が禁じる集団的自衛権行使を憲法改正手続によらず、国会審議も国民投票も端折って一内閣の閣議決定による解釈変更で容認しようとするものであって憲法破壊そのものであり、立憲主義、法治主義、国民の主権をも蔑ろにするものであって到底許されない。今後、この閣議決定を実行に移そうと個別法改正が国会にかかる。立憲主義堅持の立場から本件閣議決定の撤回を求める運動を強めることが求められる。

秘密保護法 解説

第13回 特定秘密保護法の施行せまる！

秘密保護法対策本部副本部長 長谷川 弥生 (63 期)

1 情報保全諮問会議における運用基準などの検討の進行

昨年12月に成立した特定秘密保護法（以下「法」という）は、施行に向けて着々と事態が進行している。法の成立からこれまで、法の施行令や運用基準の検討のために、マスコミ関係者、大学教授や弁護士ら7名で構成された情報保全諮問会議（以下「諮問会議」という）が開催されてきた。今年1月に第1回諮問会議、その後各委員による個別の検討や準備会合を経て、第2回諮問会議が開催され、今年の7月17日に施行令および運用基準の素案（「案」ではない）が公表された。この原稿を書いている時点では素案に対するパブリックコメントが行われており、集まった意見について諮問会議で検討し必要に応じて素案を修正し、今秋の早い時期に第3回諮問会議が開催され、施行令案と運用基準案を総理大臣に提案し、これを受けて閣議決定がなされる予定である。このままいけば予定どおり、今年の年末までに施行されることになる。

2 公表された運用基準案などについて

公表された素案の概要は以下のとおりである。

(1) 施行令案

秘密を指定する機関として、国家安全保障会議などの19の行政機関の長を指定、特定秘密の保護のための保護措置（業務管理者の指定から緊急事態における廃棄にいたるまで11の保護措置）を規定した。

(2) 運用基準案

特定秘密の指定対象となる別表の4項目については、その内容を具体化するために55項目を挙げた。「公になっていない」という要件は、国外を含め現に不特定多数の人に知られていないか否かを判断基準

にすることとし、特段の秘匿の必要性も指定に当たって具体化することが求められることとした。秘密指定の有効期間の設定基準、特定秘密指定の具体的手続き、適性評価の実施方法、内部通報なども定めた。

(3) 適正確保の仕組みについて

内閣に設置される予定の内閣保全監視委員会（仮称）は、関係省庁の事務次官級の会議体であり、特定秘密制度の運用の共通化・平準化を担うことになる。これに対して、内閣府に設置される予定の独立公文書管理監（仮称）および情報保全監査室（仮称）は、関係省庁に対して調査権や勧告権を持つことで恣意的運用を改善しようというものである。これは独立性の確保が強く求められる。

(4) HPでの資料の公表

以上の情報をはじめ、諮問会議の詳細な資料などは内閣府のHPに公表されている（詳細は内閣官房のHPの「特定秘密保護法関連」参照*）。適性評価の際の、対象者に対する質問票（素案）も掲載されている。これを過剰とみるか不足とみるか妥当とみるか、ぜひ一度ご覧いただきたい。

3 今後の動きに対して

施行令や運用基準は法そのものを修正するものではないから、やはり法を一旦廃止にした上で制度のあり方を考えるべきである。

しかし、施行令や運用基準等の準備が具体的にここまで進んで来ていることからすれば、法に反対するという考え方を基盤としながら、施行令や運用基準等の内容についても個別具体的に問題を指摘して行くことも並行して行うべきである。

* <http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/index.html>

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第22回 最高裁判所第2小法廷平成26年3月24日判決 (東芝(うつ病・解雇)事件)〔裁判所時報1600号77頁〕

労働法制特別委員会委員 田辺 敏晃 (61 期)



1 事案の概要

- (1) 本件は、Y社の従業員であったXが、鬱病に罹患して休職し休職期間満了後にY社から解雇されたが、上記鬱病（以下「本件鬱病」という）は過重な業務に起因するものであって上記解雇は違法、無効であるとして、Y社に対し、地位確認、安全配慮義務違反等による債務不履行又は不法行為に基づく休業損害等の損害賠償、未払賃金の支払等を求める事案である（休業損害の請求と未払賃金の請求とは選択的併合の関係にある）。
- (2) Xは、本件鬱病の発症以前の数か月において、しばしば休日や深夜の勤務を行い、その間、初めてプロジェクトのリーダーになる中で、業務の期限を短縮され、上司から厳しい督促や指示を受ける一方で助言や援助を受けられず、過去に経験のない業務を新たに命ぜられるなどして負担を大幅に加重されるなどした。
- (3) Xは、時間外超過者健康診断において頭痛、めまい、不眠等を申告し、頭痛等の体調不良が原因であることを上司に伝えた上で相当の日数の欠勤を繰り返したり、業務の軽減の申出を行ったり、産業医に対しても上記欠勤の事実等を伝え、定期健康診断の問診でも憂鬱になる等の症状を申告するなどしていた。
- ただし、Xは、神経科の医院で受診し抑鬱に適応のある薬の処方を受けていたが、そのことをY社に対して申し出ることはなかった。
- (4) 原審は、①Xの鬱病は業務上の疾病であり、本件解雇は無効として地位確認、賃金請求を認容し、②Xの鬱病の発病・増悪がY社の安全配慮義務違反によるものとしたが、③Xが現実生じている体調不良を申告しなかったことは過失相殺すべき事情であり、業務を離れて治療を続けながら9年を超え

てなお寛解に至らない事態等を考慮すると個体側の脆弱性が存在したものと推認せざるを得ず素因減額すべき事情があるとして、損害額から2割を減額した。

Xが、③の点などについて上告受理申し立て。

2 争点（上告受理された理由のうちの一部は省略）

- (1) XがY社に対して神経科への通院、診断病名及び薬の処方等を申告しなかったことを理由とする過失相殺の可否
- (2) Xの鬱病の発病及び増悪につき、素因減額の可否

3 裁判所の判断

(1) 過失相殺について

「XがY社に申告しなかった自らの精神的健康（いわゆるメンタルヘルス）に関する情報は、神経科の医院への通院、その診断に係る病名、神経症に適応のある薬剤の処方等を内容とするもので、労働者にとって、自己のプライバシーに属する情報であり、人事考課等に影響し得る事柄として通常は職場において知られることなく就労を継続しようとするのが想定される性質の情報であったといえる。使用者は、必ずしも労働者からの申告がなくても、その健康に関わる労働環境等に十分な注意を払うべき安全配慮義務を負っているところ、上記のように労働者にとって過重な業務が続く中でその体調の悪化が看取される場合には、上記のような情報については労働者本人からの積極的な申告が期待し難いことを前提とした上で、必要に応じてその業務を軽減するなど労働者の心身の健康への配慮に努める必要があるものというべきである」

（上記「1 事案の概要」の(3)の第1段落の事実を

指摘したうえで)「このように、上記の過重な業務が続く中で、Xは、上記のとおり体調が不良であることをY社に伝えて相当の日数の欠勤を繰り返し、業務の軽減の申出をするなどしていたものであるから、Y社としては、そのような状態が過重な業務によって生じていることを認識し得る状況にあり、その状態の悪化を防ぐためにXの業務の軽減をするなどの措置を執ることは可能であったというべきである。これらの諸事情に鑑みると、Y社がXに対し上記の措置を執らずに本件鬱病が発症し増悪したことについて、XがY社に対して上記の情報を申告しなかったことを重視するのは相当でなく、これをXの責めに帰すべきものということはできない」として、過失相殺を否定した。

(2) 素因減額について

「本件鬱病は上記のように過重な業務によって発症し増悪したものであるところ、Xは、それ以前は入社以来長年にわたり特段の支障なく勤務を継続していたものであり、また、上記の業務を離れた後もその業務起因性や損害賠償責任等が争われて複数の争訟等が長期にわたり続いたため、その対応に心理的な負担を負い、争訟等の帰すうへの不安等を抱えていたことがうかがわれる」との事情を摘示したうえで、素因減額を否定した。

4 本判決の検討

(1) 労働者の精神的素因を理由とする減額(過失相殺)

電通事件(過労自殺)最高裁判決(平成12年3月24日民集54巻3号1155頁)をはじめとして、労働者の鬱病罹患ないし自殺という損害の発生及び拡大に同人の性格や業務遂行態様が寄与した場合も、右性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでないときは、これを損害賠償額の決定に際して斟酌することはできな

いとするのが一般である。本判決は、Xは従前に業務に支障がなかったこと、裁判等が長期化したこと等を重視して、X側の事情による賠償額の減額を否定している。

(2) 労働者の健康情報の提供義務

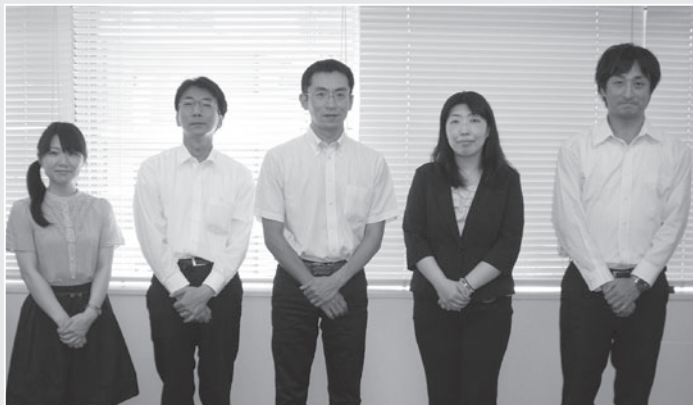
本判決は、労働者からは、健康情報の提供を積極的には期待できないことを指摘しているが、Xが申告しなかった情報は「神経科の医院への通院、その診断に係る病名、神経症に適応のある薬剤の処方等を内容とするもの」であり、当該情報と、頭痛・不眠等の体調不良情報の申告、業務軽減の申出とは区別して論じている。

本件は、頭痛等の体調不良の情報の申告により、神経科への通院等の情報の端緒を申告した事例という理解も可能と思われる。この立場に立てば、単なる「申告」と「積極的な申告」と区別して用語を用いている本判決の理解としては、XがY社に対して一定の健康情報を伝えて神経科への通院等の精神的健康に関する情報を伝えていたといえる事例に関して過失相殺が認められないとした判決であり、労働者が自らの精神的健康情報を全く申告せず、使用者において労働者の体調変化を認識できない状況にあったときまで過失相殺の対象にならないとするものではないであろう。

また、使用者が労働者に対して体調悪化を疑って質問したり健康情報の提出を求めたりしたにもかかわらず、労働者が自己の神経科の医院への通院等の情報を申告しなかった場合については、本判決の射程が及ばない、または本判決を前提としても過失相殺の余地がありうると思われる。いずれにしても、本判決は、長時間残業が社会的な問題となっているなかで、過重な業務による従業員の変調を認識できる状況にある使用者に対して、労働者からの情報提供を待つことなく厳格な安全配慮義務を求めた事例として、実務に影響を与えるものと思われる。

東 弁 往 来

第35回 法テラス浜松法律事務所



事務所メンバー。中央が筆者



静岡県弁護士会会員

井上 圭 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。同会では、犯罪被害者支援委員会に所属。2012年1月に静岡県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. 自己紹介

みなさんこんにちは。63期の井上圭と申します。私は、2011年1月から1年間、日比谷シティ法律事務所で養成を受け、2012年1月1日付けで法テラス浜松法律事務所へ赴任いたしました。

私は神奈川県横浜市の出身で、修習地も横浜なのですが、前職（サラリーマン）のときに4年ほど静岡市に住んでいたことがあります。私にとって静岡県はとても思い出のある場所なのです。赴任地が浜松に決まった時は、もう一度静岡県で暮らせるということで、とても嬉しく感じました。

2. 浜松について

浜松市は浜名湖の東側に位置する、静岡県西部最大の都市です。東京のみなさんと同じく東京高裁の管内ですが、距離的には東京より名古屋の方が断然近いです。東京まで新幹線で約1時間半かかりますが、名古屋は30分ちょっとで行けます。

浜松といえばみなさん「うなぎ」を連想されると思います。私も「毎月1回うなぎを食べるぞ!」と意気込んで赴任したのですが、2012年が4回、2013年が3回、2014年はまだ0回（自宅で食べた回数は除く）と、目標からは程遠い状況です。2014年後半は毎月2回ずつ食べに行って、是非とも挽回したいと思っています!

それから浜松みやげといえば「うなぎパイ」です。市内に「うなぎパイファクトリー」というのがあって、

工場見学者数は日本一だそうです。無料のうえ、見学のおみやげに「ミニうなぎパイ」をくれるので、私も何度行ったかわかりません。息子も、行くとうなぎパイをもらえるのがわかっているのです、すぐに「うなぎパイ行こう」と言います。

食べ物の話はこれくらいにして、浜松で最大のイベントが、毎年ゴールデンウィークに開かれる「浜松まつり」です。祭りは昼と夜の2部構成で、昼は中田島砂丘で凧揚げ合戦、夜は市内で「練り」と屋台引き回しが行われます。

もともとは初子（長男）の誕生を祝って凧を揚げたのが祭りの起源ですが、今は二男や女の子が生まれても凧を揚げます。この「初子祝い（凧揚げ）」に100万円くらいかかるそうで、最近ではやらない家も多いと聞きます。私が赴任したばかりの2012年の祭りのときは、うちの息子はもう1歳になっていたので、「初



うなぎパイファクトリーの前で

子祝い」の対象ではなかったのですが、前年は東日本大震災の影響で祭り自体が中止になっていたので、2012年は前年の初子も「初子祝い」をしていました。私もどうするか少し迷いましたが、やはり100万円は高いので見送りました。

3. 浜松支部について

静岡県は東西に長いので、静岡県弁護士会は沼津支部（東部）、静岡支部（中部）、浜松支部（西部）という3つの支部に分かれています。弁護士会浜松支部は、地家裁の浜松支部および掛川支部をカバーしていて、管内人口は約130万人、弁護士数は119人です（2014年8月20日現在）。

浜松支部の特徴は、顔の見える、アットホームな関係という点にあると思います。総勢119人なので、顔と名前は一致しますし、性格もだいたいわかります。支部外の弁護士が裁判所に来ると「浜松の弁護士じゃないな」とすぐにわかりますし、わりと目立ちます（みなさんも地方に行ったときはそういう風に見られていると思います）。

事件の相手方代理人も同一支部の弁護士か、県内の弁護士であることが多いです。何かの席で相手方代理人と顔を合わせると「先生、あの事件ですが…」という感じでやりとりが始まることも多いです。

このように、会員数が少なく、顔の見える、アットホームな雰囲気は良いのですが、人数が少ない分、負担も大きいです。たとえば、私は現在4つの委員会に所属しています。また、被疑者国選も月2回程度まわってきます。しかも1回あたり2件同時に配点されることもあるので、なかなか大変です。ベテランの弁護士の方々は「最近弁護士が増えて、国選も減ったねえ。若い人は食っていけるのかね」と心配なさっていましたが、私が東京で養成中に配点された国選事件は、1年間で4件だけでしたから、東京と比べればまだまだ仕事があると感じます。

浜松支部のもう一つの特徴は、法曹三者の関係が良好ということです。浜松支部では毎年7月に「法曹協議会」というものが開かれます。これは、法曹三者が一堂に会して、支部の課題について協議するものです。その後の懇親会では、裁判官、検察官、弁護士が同じテーブルを囲んで懇親を深めます。また、毎年

12月には「法曹忘年会」が行われます。さらに、毎年3月には「判検送別会」（転任する裁判官と検察官の送別会）が盛大に行われます。その他にも決して少ない頻度で、裁判官や検察官と酒席をとる機会があり

ます。これは赴任当初は違和感もありましたが（特に検察官は普段は敵となることが多いわけですから）、「仕事は仕事、飲み会は飲み会」と割り切って、積極的に参加するようにしています。

4. 法テラス浜松法律事務所について

事務所は、常勤弁護士3名（61期、63期、64期）、事務局2名の5名体制です。定期的に飲みに行ったり、皆で野球観戦をしたり（もちろん中日戦です！）、ボーリング大会をしたり、和気あいあいとやっております。

業務内容としては、典型的な都市型の扶助・国選対応事務所です。先ほども触れたとおり、国選は一定のペースで回ってきますし、受任者未定の扶助事件も次から次へとスタッフ弁護士に回ってきます。なかでも浜松の特徴としては、外国人（特に南米）の方が多く住んでいらっしゃるので、外国人の依頼者や被疑者・被告人が少なくないという点です。そのため通訳人の方と接する機会も多いです。すると今度は親しくなった通訳人の方から「こういう困っている人がいるんだけど、話を聞いてあげて欲しい」という感じで直接相談が持ち込まれるようになります。これは通常の扶助相談の枠とは別に、随時対応するようにしています。通訳人の方が、外国人コミュニティと私たち弁護士をつなぐパイプになって、外国人の司法アクセスの改善に貢献しているのです。

以上、とりとめもなく書いて参りましたが、忙しいながらも充実した日々を送っています。浜松で働くことができて本当に良かったと思っています。任期は残り6ヶ月ですが、今後も地域の皆さんのために頑張っていきたいと思っています。



風揚げ

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

24期

今も続く修習生活

私は1970年4月に研修所に入所し、1972年3月に卒業した。前期は学園紛争の余瀝がくすぶっており、青法協の活動も盛んで何かザワザワした感があった。

宮崎富哉裁判官の民裁の授業では「要件事実」に驚かされた。全然分らないのである。仕方がないので、私のアパートでクラスの仲間と「要件事実」の勉強会を行うことにした。今日のように「要件事実」に関する体系書や解説書もなかったので、手探り状態で「ああでもない、こうでもない」と議論していたが、結局何が何だか分からなくなり、ほどなく麻雀に移行した。私も妻も「要件事実」のお陰で麻雀を覚えることとなった。

実務修習は東京三班に属し、弁護修習は、当時、神田に事務所のあった荻野弘明先生にお世話になった。起案した記憶がないので事務所にはあまり貢献できなかったが、フグ料理など、日頃口にできない料理を味あわせてもらったり、伊勢神宮への事務所旅行に連れて行ってもらったことは恐縮以外の何ものでもない。荻野先生とは、昨年、東弁の「70歳以上の会」（先進会員感謝慰労の会）でプロ棋士に指導碁を受けた際と一緒にさせていただいた。プロ棋士の局後の指導に納得いかないそのご様子は、昔のままの闘う弁護士のお姿であった。

検察修習は夏であったが、河井信太郎検事の講話など、今思えば伝説的な検察官の警咳に接することができ、何よりの経験であった。

民事裁判修習は、今は行方知れずとなっているO君と一緒にあったが、裁判官宅へ招待を受けたとき、彼が「俺達を呼んだのは娘のムコ選びなんだ」（私は既にその資格が無かった）と囁いたので、その自信にびっくりした。

会員 永石 一郎 (24期)



刑事裁判修習では、東京大学の平野龍一教授の弟子I君とペアになり、彼から刑事についていろいろ教わったが、レベルが高くてほとんど理解できなかった。師走も押し詰まった頃、当時の裁判所から地下鉄霞ヶ関駅に向かう途中、彼が「道行く人でコートを着ていないのは俺達だけだよネ」と、変な感想を漏らしていたことが印象に残っている（貧乏だったということか）。

後期は、二回試験が心配で有志で勉強会を行うこととなった。その勉強会は卒業後「木曜会」と名付け、月に1回、判例時報3冊に掲載された判例を担当を決めて交互に発表をし、学び合うというものであった。途中、勉強が苦痛ですぐ飲み会になったりした時期もあったが、今でも続いている。当初のメンバー7人のうち4人は亡くなったが、その後、元高裁部総括裁判官3名（1名は別のクラス）、司法研修所民事弁護教官経験者や知り合いの会社法専門弁護士、若い弁護士などに加わってもらい、極めてレベルの高い勉強会となっている。私も、「木曜会」のお陰で今日まで弁護士を続けることができたものと感謝している。この点から見れば、私たちは今も修習生活を送っているものとも言える。

卒業式は前年のS事件の影響で行われず、再開されたのは随分後になってからと聞いている。後年、私が司法研修所民事弁護教官として卒業式に列席したとき、山口繁司法研修所所長（後の最高裁判所長官）の卒業生への訓示は、孔子の話など、格調高く、教えられることが多かった。教え子たちも、いよいよ法曹の一員となるのだと、区切りの思いを強くしたことであろう。私たちの卒業年以降、数年間卒業式がなかったことは、当時の修習生にとって返す返すも残念なことであったと言わざるを得ない。

最後の夏を前に

会員 北村 岳士

1 6月、都内で「江原会」のイベントに参加した。

「そんな会派あった?」、「どのエハラさん?」などと考えられる方がいるかもしれない。

私が参加したのは、「江原会（コウゲンカイ）」＝「熊本高校（クマタカ）の同窓会」。要は、母校の同窓会に顔を出しただけである。上京し、初めて参加したが、旧制中学時代の大先輩から高校を卒業したばかりの平成生まれ（!）まで総勢800名近くが一堂に会し、故郷の経済を一身に背負うくまモンが踊り、進行役をNHKのアナウンサーが務めるなどして、大盛況のうちに幕を閉じた。

盛況の要因は、もちろん幹事学年の先輩方が入念な準備を重ねられたことにあると思うが、「どこ高ね?」から会話が始まると言われる程、高校の結び付きが強いとされる県民性の表れと見ることもできる。あるいは、ただ単に集まって飲むのが好きな県人気質によるものだと言われれば、それ以上の要因はないかもしれない（かつて大阪では、阿蘇から御堂筋へ馬を呼び、地元の例大祭（肥後の馬追い）を披露していた時期もあった）。

2 その前日は、「江球会」（コウキュウカイ）。こちらは、母校野球部の同窓会である。6月中旬という

タイミングで開催するのは、3年生にとって最後の夏の県予選大会の必勝を期し、甲子園出場を祈願するためである。ビールが美味しい季節になってきたからではない。

「ば！（熊本弁で驚きを表す感嘆詞）多良木が第1シードたい」、「ピッチャーんたいぎゃよからしいけんね（ピッチャーがとてもいいらしい）」、「勝ったらまた文徳ばい」など、たった1枚のトーナメント表

にも話題は尽きない。ひとしきり盛り上がった後、現チームの練習試合・公式戦の戦績等が紹介される。県外の強豪校との練習試合のセティングにはOBの先輩方にご尽力いただいていたそう。そして、練習用具等の支援を確認し、最後には皆で校歌を歌い、後輩たちに一球入魂のエールを送る。

3 現役の頃は、恥ずかしいことに、ただ目の前のことに必死なだけで、練習や試合環境を整備してもらい、また先輩方をはじめ周囲の熱い思いに支えられているという自覚に乏しかった。恵まれた環境下でプレーできていたということは、引退して年齢を重ね、少しずつ視野が広がり、だんだんと分かるようになった。ややもすれば、つい目の前の課題や提出期限に追われがちな今日この頃、後輩たちの最後の夏を前に、改めて、周囲の人々やまだ顔も知らない誰かに支えられて今を生きているということに感謝する2日間であった。

4 社会人としてはまだまだ新入部員。お世話になりっぱなしの毎日だが、少しずつでも誰かを支えられる人となれるよう、日々を過ごしていきたい。

その第一歩…とまでは言えないが、つい先日は、故郷のJリーグチーム存続支援にも繋がることから、サポーター有志の方々が集う、スポンサー企業主催による地元焼酎の飲み方講座に誘われて参加した。

決して、焼酎も美味しい季節になったから参加したわけではないことを申し添えたいが、「結局、ただ飲んでいただけなのは?」という厳しいお言葉は真摯に受け止めたい。



ギター弾き語りライブ

会員 藤元 達弥 (62期)

私の自作曲

弁護士始めて約2年

初年度売上 400万

感謝されるときもあるけど 争うのはつらいよ～

これは、私が作詞作曲した「弁護士の歌」という曲の出だしです。他に「債務整理の歌」、「刑事弁護の歌」といった曲もあります。私は、弁護士の仕事をする中で日々感じながらも大声では言いづらい葛藤などを題材にして曲を作り、歌っています。おかげで私の初年度の売上はみんなに知られることとなりましたが（笑）。

ライブ活動

ギター弾き語りライブをするようになってから、一年半が過ぎました。厳密に言うとライブデビューをしたのは大学生のころ。広島で路上でライブをして、道行く人たちに観客になってもらっていました。もともと自分で作曲したり歌ったりすることが好きだったのですが、司法試験の勉強に集中するために泣く泣く中断。勉強の合間に自宅で小さな音でギターを弾く程度。やっと自由を勝ち取り、司法修習後は音楽をするために、アーティストの街、高円寺に引っ越しました。

東京での初ライブは高円寺にあるライブハウス



「ALONE」。その名のとおり、当初は友人にも知らせず、こっそりと歌っていました。曲は大学卒業以降作っていなかったのですが、新しく作る必要がありました。とは言っても、弁護士との二足の草鞋で、なかなか音楽のために費やす

時間を作れません。

「なぜ今さら音楽活動を始めるんだ」、「弁護士の仕事だけに力を集中するべきではないのか」と自問しながらも、今やらなければもうできなくなると思い、平日は通勤電車の中で携帯のメモ機能を使って歌詞を作り、休日は近所のスタジオに足繁く通ってギターを弾いてメロディーを考え、一曲ずつ作っていました。その後、終電で帰宅した後でも作曲できるように防音マンションに引っ越し、最近では、自作曲は20曲を超えました。

月に一度のライブも事前に告知するようになったところ、友人たちが観に来てくれるようになりました。ライブを通して、ライブハウスの人、ミュージシャン、観客たちと新しい出会いがあるのも楽しみの一つです。観客の中に、偶然司法修習生や弁護士会職員の方がいたときは、「こんなところで同業者に会うとは」と嬉しい驚きがありました。

悩みとこれから

私は実名でライブ告知をしていますし、ライブの動画をYouTubeにアップしています。動画は、曲名で検索すると簡単に見つけることができます。

私への依頼を検討している人が、私の名前をインターネットで検索した際にこれらのライブ告知や動画を見つけたらどう思うだろうと、不安になります。音楽に力を入れ過ぎて弁護士の仕事は適当にしている印象を持たれたり、歌詞の中の、わざと誇張したり面白くしたりしている部分から、不誠実な弁護士などと思われて依頼を敬遠されるのではないかと。

しかし、弁護士として接した社会の問題点や、そこまでいなくても弁護士の日常について、音楽という親しみやすい方法を通じて発信していくことは、意義のあることだと思いますし、何より楽しんでやっているので、ライブ活動はこれからも続けていきたいと思っています。

東京都議会におけるヤジについての会長声明

2014年6月18日、東京都議会の本会議で、塩村文夏議員が妊娠や出産に関する都の支援策について東京都に質問していた際に「自分が早く結婚したらいい」「産めないのか」などの複数のヤジが飛び、議場はそのヤジを制止するどころか笑いまで起きた。

6月23日になって、ヤジ発言を否定していた鈴木章浩議員がヤジ発言の一部を認め、塩村議員に謝罪した。鈴木議員は自民党会派を離脱したが、議員は辞職していない。都議会では、ヤジ発言者の特定と辞職を求める決議が提出されたが、議会の大多数により否決され閉会した。

なお、本年4月の衆議院総務委員会では、自民党の大西英男衆議院議員が「早く結婚して産まないとダメだぞ」などのヤジを発したことが報道されている。

これらのヤジ発言の背景には「女性は（仕事よりも）結婚して産んでこそ一人前」という価値観があるが、そもそも、結婚するかしないか子どもを産むか産まないかは、個人が自己決定すべき問題である。このような発言は、女性の自己決定権を侵害し、また、結婚していない女性や、子どもを産みたくても産めない不妊女性を揶揄、蔑視するものであり、女性差別発言に他ならない。そして、「女性は仕事よりも家庭」という偏見を助長するものである。こうした偏見が、職場や議会等意思決定機関への女性の進出を妨げる障害のひとつとなっていると言っても過言ではない。女性を含む都民の信任を得た議員で構成された議会において、女性のライフスタイルの自由を否定し、性別による差別の意味合いを含むヤジが発せられ、しかもそれを笑っていい発言として受け止められ何ら制止もされないことに重大な懸念を表す。

政治家による女性差別発言は、例えば石原慎太郎東京都知事（当時）の「女性が生殖能力を失っても生きていくのは

無駄」と述べたいわゆる「ババア発言」や、柳澤伯夫厚生労働大臣（当時）の「女性は子どもを産む機械」発言など、これまでも再三繰り返されてきた。こうした女性差別発言が政治家によって繰り返される背景にあるのは、もはや世界的にスタンダードである、女性の妊娠や出産を自己決定として尊重するリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康とその権利）の視点の欠如である。そして、女性の妊娠や出産を、家や国家を存続ならしめるための責務であるとする、「女の役割は子を産むこと」という差別的発想である。このような発想は、家や国家のためには個人としての女性の自由は制約してもよいとするものであり、看過することはできない。女性差別発言をした議員は、差別・偏見を率先してなくすべき政治家としての資質の欠如を露呈したものであって、まさに都議会において成立した東京都男女平等参画基本条例第14条「何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。」との規定に違反するものである。

当会は、東京都議会に対し、差別発言をした議員を調査特定したうえで厳正に処分し、徹底した再発防止措置を講ずることを求める。また、塩村議員の議員活動が女性差別発言で妨害された事態でもあるのに、発言を議長がこれを制止しなかったことについても議長に猛省を促すものである。東京都議会会議規則105条に「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。」とあるが、差別的発言を禁止する規定はないことも、再検討すべきである。

さらに、国会及び各地方議会、全政党・議員に対し、議場等公共の場での女性差別発言・行為が行われないよう強く求める。

2014年7月28日

東京弁護士会 会長 高中 正彦

精神科病院の病床を居住系施設に転換することに反対する会長声明

2012年の国の調査によると、日本には34万余りの精神科ベッドがあり、30万人以上の患者が入院している。平均在院日数は約292日に及び、長期入院者が世界的に見ても突出して多く、生涯のほとんどを病院の中で過ごして終える人が多い。

OECD（経済協力開発機構）の2014年7月発表によれば、2011年時点の日本の人口10万人当たりの精神科のベッド数は269床であり、加盟34か国平均68床の約4倍にも達している。

このような中、厚生労働省は2014年7月「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」が作成した報告書において、条件付きながら空いた病床をその敷地のまま居住施設に転換することを認める結論を取りまとめ、その転換をもって「病床が削減された」とみなして施策を行っていく方針を明らかにした。

しかしながら、本年1月に政府が批准し、2月から国内的に発効した国連障害者権利条約は、すべての人が障がいの有無を問わず社会に包摂され共に生きる社会をめざすことを目的としている。

病床転換型居住系施設を認めることは、精神科病棟を居住施設と言い換えることで「退院した、病床が削減された。」とすることを認めるに等しく、精神障がいのある人に対する旧態依然の隔離・収容政策の看板だけを付け替えてその延命を図るまやかしと言わざるを得ない。これは、上記条約に違背する過ちであって、到底容認できず、即時の撤回を求めるものである。

今求められていることは、精神障がいのある人が地域で人としてあたりまえの暮らしを取り戻すための地域医療・福祉の充実であって、精神科病院も地域生活を支えるための24時間対応相談機関・デイサービス等に生まれ変わり、病院の敷地内ではない、真の意味での地域にこそグループホーム・地域精神医療保健の総合基幹センター等が設立されるべきである。

当会は、国に対し、国連障害者権利条約に沿った、精神障がいのある人の真の地域移行を実現する地域精神保健福祉政策の推進を強く求めるものである。

2014年7月31日

東京弁護士会 会長 高中 正彦

法律学

『法教育セミナー報告書 平成24・25年度』熊本弁護士会法教育委員会
『法の基層と展開 法学部教育の可能性』桐蔭法学研究会／信山社

法制史

『近世日本の訴訟と法』大平祐一／創文社

外国法

『アメリカ憲法判例の物語』大沢秀介／成文堂
『民商法制與現代法學理論 清河雅孝教授榮退記念論文集』清河雅孝教授榮退記念論文集編集委員会／新學林
『業績連動型報酬の虚実 アメリカの役員報酬とコーポレート・ガバナンス』Bebchuk, Lucian A.／大学教育出版
『ミャンマーの会計・税務・法務Q&A』新日本有限責任監査法人／税務経理協会

憲法

『解釈改憲・立法改憲は「戦争」への道 安保法制懇報告書・批判』自由法曹団／自由法曹団

選挙法

『地方選挙の手引 平成26年』選挙制度研究会／ぎょうせい
『選挙管理事務におけるミス発生事例集』国政情報センター／国政情報センター

行政法

『文書と記録のはざままで 最良の文書・記録管理を求めて』小谷允志／日外アソシエーツ
『実例解説行政関係事件訴訟』日本弁護士連合会行政訴訟センター／青林書院
『事例別実務行政事件訴訟法』大貫裕之／弘文堂
『土地区画整理の登記手続』五十嵐徹／日本加除出版
『設計・監理・施工者のための建築品質トラブル予防のツボ』仲本尚志／学芸出版社
『サービス付き高齢者向け住宅の法律Q&A』銀座第一法律事務所／中央経済社
『耐震化の法律読本 法的リスクを回避するためのQ&A』匠総合法律事務所／建築技術
『土業・専門家の災害復興支援』阪神・淡路まちづくり支援機構／クリエイツかもかわ
『津波防災地域づくりに関する法律の解説』津波防災地域づくりに関する法律研究会／大成出版

警察・消防法

『弁護士に聞きたい! ストーカー・DVの問題Q&A 第2版』馬場澤田法律事務所／中央経済社
『ストーカー 被害に悩むあなたにできること』長谷川京子／日本加除出版
『救急活動をめぐる喫緊の法律問題』橋本雄太郎／東京法令出版

会計法

『官公庁契約精義 平成26年増補改訂版』高柳岸夫／全国官報販売協同組合

税法

『税務重要計算ハンドブック 平成26年度版』日本税理士会連合会／中央経済社
『税務調査に堂々と立ち向かう』浦野広明／日本評論社
『法人税法解釈の検証と実践的展開 第2巻』大淵博義／税務経理協会
『資本等取引と組織再編の会計・税務』KPMG／清文社

『法人税法 10訂版 理論と計算』成松洋一／税務経理協会

『連結納税の税務調査対策 調査官の「質問」の意図を読む』あひわ税理士法人／中央経済社
『Q&A 親族・同族・株主間資産譲渡の法務と税務 改訂版』税理士法人山田&パートナーズ／ぎょうせい

『法人税基本通達逐条解説 7訂版』大澤幸宏／税務研究会出版局

『相続税贈与税土地評価の実務 平成26年版』藤原忠文／大蔵財務協会

『実務で役立つ海外税務ケース・スタディ』グラントソントン太陽ASG税理士法人／税務研究会出版局

地方自治法

『自治体行政システムの転換と法』三橋良士明／日本評論社
『自治体連携プログラム 自治体の皆様のために 東京弁護士会ができること』東京弁護士会

民法

『民事判例 2013年後期 8』現代民事判例研究会／日本評論社
『シンポジウム「民法典論争資料集」(復刻増補版)の現代的意義 第2集〈第8巻〉』松山大学法学部／松山大学
『民法判例集 第2版 総則・物権』内田貴／有斐閣
『非営利法人の役員の信託義務』松元暢子／商事法務
『法人・組合と法定公告』鈴木龍介／全国官報販売協同組合
『債権回収の知識と実務』東京弁護士会弁護士研修センター／ぎょうせい

『民法(債権関係)部会資料集 第55回～第59回会議議事録と部会資料』商事法務／商事法務

『企業のための契約条項有利変更の手引』植松勉／新日本法規出版

『身近な損害賠償関係訴訟』園部厚／青林書院

『慰謝料算定の実務 第2版』千葉県弁護士会／ぎょうせい

『活動状況報告 平成25年4月1日～平成26年3月31日』自動車製造物責任相談センター／自動車製造物責任相談センター

『民法判例集 相続・親族』内田貴／有斐閣

『平成家族考 家族を見つめるFPICからの提言』家庭問題情報センター／司法協会

『子の監護をめぐる法律実務 改訂版』富永忠祐／新日本法規出版

『成年後見の法律相談 第3次改訂版』赤沼康弘／学陽書房

『入門・信託と信託法 第2版』樋口範雄／弘文堂

『信託及び資産の管理運用制度における受託者及び管理者の法的地位』関西信託研究会／トラスト60

『商事法・法人法の観点から見た信託』トラスト60

『詳細信託判例』みずほ信託銀行株式会社／金融財政事情研究会

『戸籍の窓口 フローチャートでわかる届書の審査 1(総則・出生・認知)』山下敦子／日本加除出版

『マンション紛争の上手な対処法 第4版』全国マンション問題研究会／民事法研究会

『マンション再生 経験豊富な実務家による大規模修繕・改修と建替えの実践的アドバイス』大木祐悟／プログレス

『逐条解説自動車損害賠償保障法』北河隆之／弘文堂

『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準』

全訂5版』判例タイムズ社

商法・会社法

『勝利する企業法務』湊総合法律事務所／レクシスネクシス・ジャパン
『企業法の現在 青竹正一先生古稀記念』出口正義／信山社出版
『日本の資本主義と会社法』森田章／中央経済社
『企業法務ガイド』今川嘉文／日本加除出版
『会社法コンメンタール 清算(2) 13』松下淳一／商事法務
『監査・保証業務の総合研究』内藤文雄／中央経済社

保険法

『生命保険支払専門士テキスト 平成26年度』生命保険協会

刑法

『理論刑法学入門』高橋則夫／日本評論社
『交通事件犯罪事実記載例集 第4版』宮田正之／立花書房
『刑事政策 第6版』岩井宜子／尚学社

司法制度・司法行政

『大阪地域司法計画 2014』大阪弁護士会／大阪弁護士会
『法務の技法』芦原一郎／中央経済社
『明治期における北海道裁判所代言人弁護士史録 代言人弁護士 仁平豊次 村田不二三』牧口準市／北海道出版企画センター
『とちぎ弁護士マップ 2014』栃木県弁護士会
『弁護士マップ 2014』岡山弁護士会／岡山弁護士会

訴訟手続法

『実務民事訴訟講座 第3期 第1巻』高橋宏志／日本評論社
『要件事実民法 第4版 親族 7』大江忠／第一法規
『要件事実民法 第4版 親族 8』大江忠／第一法規
『倒産と担保・保証』「倒産と担保・保証」実務研究会／商事法務
『新交通事件供述調書記載例集 第3版』木村昇一／立花書房
『刑事裁判ものかたり』渡部保夫／日本評論社
『裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究』板山昂／風間書房

経済産業法

『集団的消費者利益の実現と法の役割』千葉恵美子／商事法務
『消費者被害の上手な対処法 全訂2版』久米川良子／民事法研究会
『情報セキュリティ管理の法務と実務』野村総合研究所／きんざい
『インターネット消費者相談Q&A 第4版』第二東京弁護士会消費者問題対策委員会／民事法研究会
『論点体系独占禁止法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 下請代金支払遅延等防止法』白石忠志／第一法規
『はじめての工学倫理 第3版』斉藤了文／昭和堂
『金融商品取引法の知識と実務』東京弁護士会弁護士研修センター／ぎょうせい
『有価証券報告書作成の実務Q&A』総合ディスクロージャー研究所／商事法務
『金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の概要』金融財政事情

研究会／金融財政事情研究会

『証券論』大村敬一／有斐閣

『上場株式取引の法務』鈴木克昌／中央経済社

『証券取引等監視委員会の活動状況』証券取引等監視委員会

『新貿易取引』石原伸志／経済法令研究会

『金融機関関係者のための高齢者対応』栗嶋昭好／きんざい

『営業店の反社取引・マネロン防止対策ハンドブック』反社取引・マネロン防止対策研究会／銀行研修社

『国際統一／国内基準告示の完全解説 パーゼルⅢ自己資本比率規制』北野淳史／金融財政事情研究会

『融資担当者が知っておきたい不動産の基礎知識と評価手法』小野兵太郎／金融財政事情研究会

無体財産法

『新・拒絶理由通知との対話 第2版』稲葉慶和／エイバックスーム

『インターネットビジネスの著作権とルール』福井健策／著作権情報センター

農事法

『店頭ミス防止のためのJA貯金法務Q&A 新2版』高橋恒夫／経済法令研究会

労働法

『労働法の知識と実務 2』東京弁護士会弁護士研修センター／ぎょうせい

『経営側弁護士による精選労働判例集 第4集』石井妙子／労働新聞社

『企業労働法実務入門』企業人事労務研究会／日本リーダーズ協会

『賃金・労働条件総覧 2014年版』産労総合研究所／産労総合研究所出版部経営書院

『詳説労働契約法 第2版』荒木尚志／弘文堂

『和文・英文対照モデル就業規則 第2版』森倫洋／中央経済社

『最新裁判例にみる職場復帰・復職トラブル予防のポイント』浅井隆／新日本法規出版

『Q&Aで学ぶ働く人の健康情報管理』堀江正知／労災保険情報センター

『派遣・請負の労務管理Q&A』木村大樹／産労総合研究所出版部経営書院

社会保障・社会福祉法

『社会保障・福祉と民法の交錯』和田隆夫／法律文化社

『虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア 施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル』Barton, Susan／福村出版

『子どものための法律相談 第2版』第一東京弁護士会少年法委員会／青林書院

医事・薬事法

『よくわかるQ&A再生医療関係法のポイント』再生医療法規研究会／ぎょうせい

『実務医事法 第2版』加藤良夫／民事法研究会
『安楽死を選ぶ オランダ・「よき死」の探検家たち』Chabot, Jeanette A.／日本評論社

『顧問弁護士の医療リスクマネジメント』平沼直人／労災保険情報センター

『よくわかるQ&A改正薬事法のポイント』薬事法規研究会／ぎょうせい

『本当に怖い! 薬物依存かわかる本』西勝英／西村書店

衛生法

『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』新型インフルエンザ等対策研究会／中央法規出版

国際法

『再論東京裁判』田中利幸／大月書店

『国際取引紛争』中村達也／成文堂

『よくわかる国際仲裁』フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所／商事法務

法令集

『中国経済六法 2014年版』射手矢好雄／日本国際貿易促進協会

『中国労働六法 2013年改訂版』TMI総合法律事務所／日本国際貿易促進協会

医学書

『糖尿病網膜症診療のすべて』北岡隆／医学書院

『神経ブロックのための3D解剖学講座』武田吉正／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『てんかん診療のクリニカルクエスト200改訂第2版』松浦雅人／診断と治療社

『眼手術学 総論・眼窩 1』大鹿哲郎／文光堂

『臨床でよく出合う痛みの診療アトラス』Waldman, Steven D.／医学書院

『皮膚症状からみた血管炎診療の手引き』Chapel-Hill コンセンサス会議2012に沿って』厚生労働省難治性血管炎に関する調査研究班／金原出版